

原規規発第 2207052 号

三 菱 原 子 燃 料 株 式 会 社
使 用 前 檢 查 実 施 要 領 書
(その 4 - 3)

[化学処理施設]
[その他の加工施設]

原子力規制委員会

改訂履歴

回	改 訂 内 容	年 月 日
一	新規制定 (原規規発第 2010129 号)	令和 2 年 10 月 12 日
1	<p>改訂第 1 版 (原規規発第 2107136 号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 頁 IV 検査方法 1. 材料検査 【1-a. 柱脚部重石補強】におけるコンクリートの検査方法の記載を変更。 ・ 16 頁 V 判定基準 1. 材料検査 【1-a. 柱脚部重石補強】におけるコンクリートの判定基準の記載の変更。 ・ 129 頁 VII 添付資料 添付資料-3 使用前検査成績書様式 別紙-4 の判定基準欄中 【1-a. 柱脚部重石補強】におけるコンクリートの判定基準の記載の変更。 	令和 3 年 7 月 13 日
2	<p>改訂第 2 版 (原規規発第 2109169 号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 頁 III 検査範囲 2. 認可関係 認可年月日及び認可番号 「(令和 2 年 3 月 31 日付け三原燃第 19-0857 号にて軽微な変更)」に「及び令和 3 年 8 月 23 日付け三原燃第 21-0329 号」を追記 ・ 4 頁 IV 検査方法 1. 材料検査 【1-m. 鋼板補強】の記載の変更。 ・ 7 頁 IV 検査方法 2. 寸法検査 【1-m. 鋼板補強】の記載の変更。 ・ 9 頁 IV 検査方法 4. 据付検査 【1-m. 鋼板補強】の記載の変更。 ・ 11 頁 IV 検査方法 5. 外観検査 【1-m. 鋼板補強】の記載の変更。 ・ 18 頁 V 判定基準 1. 材料検査 【1-m. 鋼板補強】の記載の変更。 ・ 20 頁 V 判定基準 2. 寸法検査 【1-j. 鉄扉補強】における鉄扉補強材の断面寸法の判定基準及び【1-m. 鋼板補強】の記載の変更及び鋼板厚み寸法の判定基準の記載の変更。 ・ 22 頁 V 判定基準 4. 据付検査 【1-m. 鋼板補強】の記載の変更。 ・ 23 頁 V 判定基準 5. 外観検査 【1-m. 鋼板補強】の記載の変更。 	令和 3 年 9 月 16 日

回	改 訂 内 容	年 月 日
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 2 頁 添付資料－1 立会区分表（1／2） 機器等の名称欄中 1-m. 鋼板補強の記載の変更。 ・ 5 3 頁 添付資料－2（20／89）表イ建－2 工場棟転換工場 主要な構造材の仕様表（2／7）の耐竜巻性能向上 仕様（工事番号及び工事名称）欄中（3）本体及び前室 1-k. 鉄扉及びシャッタ交換の材料の記載を変更。 ・ 5 4 頁 添付資料－2（21／89）表イ建－2 工場棟転換工場 主要な構造材の仕様表（3／7）耐震性能及び耐竜巻性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様のその他延焼防止及び閉じ込め性能向上仕様（工事番号及び工事名称）欄中（1）本体 1-m. 鋼板新設の材料の記載を変更。 ・ 5 8 頁 添付資料－2（25／89）表イ建－2 工場棟転換工場 主要な構造材の仕様表（7／7） 主要な部材寸法及び材質（2／2） 1-j. 鉄扉補強、1-k. 鉄扉及びシャッタ交換及び 1-m. 鋼板新設の部材寸法欄中 部材の寸法の記載を変更。 ・ 7 1 頁 添付資料－2（38／89）図イ建－15 工場棟転換工場建物2階平面図中の部材の寸法の記載を変更。 ・ 1 2 8 頁 VII 添付資料 添付資料－3 使用前検査成績書様式 別紙－3 検査範囲及び対象機器欄中の 1-m. 鋼板補強の記載を変更。 ・ 1 3 2 頁 添付資料－3 使用前検査成績書様式 別紙－4（4／4）の判定基準欄中【1-m. 鋼板補強】の記載を変更。 ・ 1 3 3 頁 添付資料－3 使用前検査成績書様式 別紙－5 の検査範囲及び対象機器欄中の 1-m. 鋼板補強の記載を変更。 ・ 1 3 5 頁 添付資料－3 使用前検査成績書様式 別紙－6（2／3）の判定基準欄中【1-j. 鉄扉補強】の判定基準の記載を変更。 ・ 1 3 6 頁 添付資料－3 使用前検査成績書様式 別紙－6（3／3）の判定基準欄中の【1-m. 鋼板補強】の記載を変更。 ・ 1 3 9 頁 添付資料－3 使用前検査成績書様式 別紙－9 の検査範囲及び対象機器欄中の 1-m. 鋼板補強の記載を変更。 ・ 1 4 1 頁 添付資料－3 使用前検査成績書様式 別紙－10（2／2）の判定基準欄中の【1-m. 鋼板補強】の記載を変更。 ・ 1 4 2 頁 添付資料－3 使用前検査成績書様式 別紙－11 の検査範囲及び対象機器欄中の 1-m. 鋼板補強の記載を変更。 	令和3年9月16日

回	改 訂 内 容	年 月 日
2	<ul style="list-style-type: none"> 144頁 添付資料-3 使用前検査成績書様式 別紙-12(2/2)の判定基準欄中の【1-m. 鋼板補強】の記載を変更。 	令和3年9月16日
3	<p style="text-align: center;">改訂第3版 (原規規発第2110283号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2頁 III 検査範囲 2. 認可関係 認可年月日及び認可番号「令和2年3月31日付け三原燃第19-0857号及び令和3年8月23日付け三原燃第21-0329号にて軽微な変更」に「令和3年10月19日付け三原燃第21-0468号」を追記。 4頁 IV 検査方法 ○化学処理施設(工場棟転換工場) 1. 材料検査(2)検査手順 【1-k. 鉄扉及びシャッタ交換】における検査対象の記載の変更。 6頁 IV 検査方法 ○化学処理施設(工場棟転換工場) 2. 寸法検査(2)検査手順 【1-k. 鉄扉及びシャッタ交換】における検査対象の記載の変更。 16頁 V 判定基準 ○化学処理施設(工場棟転換工場) 1. 材料検査 【1-b. 鉄骨プレース新設】及び【1-c. 鉄骨プレース交換補強】における誤記の修正。 17頁 V 判定基準 ○化学処理施設(工場棟転換工場) 1. 材料検査 【1-d. 屋根面鉄骨補強】、【1-e. 柱梁仕口部補強(1/4:接合部補強)】、【1-e. 柱梁仕口部補強(3/4:梁上あと施工アンカー増設補強)】、【1-e. 柱梁仕口部補強(4/4:柱ウェーブプレート補強)】、【1-g. 耐火壁追設】及び【1-i. 外壁サイディング補強】における誤記の修正。 18頁 V 判定基準 ○化学処理施設(工場棟転換工場) 1. 材料検査 【1-k. 鉄扉及びシャッタ交換】における判定基準の記載の変更及び【1-j. 鉄扉補強】、【1-l. 鋼板補強】、【1-m. 鋼板新設】並びに【1-n. 外壁補強】における誤記の修正。 20頁 V 判定基準 ○化学処理施設(工場棟転換工場) 2. 寸法検査 【1-j. 鉄扉補強】及び【1-k. 鉄扉及びシャッタ交換】における判定基準の記載の変更。 53頁 VII 添付資料 添付資料-2(20/89) 表イ建-2 工場棟転換工場 主要な構造材の仕様表(2/7)耐震性能及び耐竜巻性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様の耐竜巻性能向上 仕様(工事番号及び工事名称) 欄中 (3)本体及び前室 1-k. 鉄扉及びシャッタ交換の寸法及び材質の記載を変更。 	令和3年10月28日

回	改 訂 内 容	年 月 日
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 58 頁 VII 添付資料 添付資料-2 (25/89) 表イ建-2 工場棟転換工場 主要な構造材の仕様表 (7/7) 主要な部材寸法及び材質 (2/2) 部材寸法欄中 1-j. 鉄扉補強及び 1-k. 鉄扉及びシャッタ交換の寸法、材質欄中 1-k. 鉄扉及びシャッタ交換の材質の記載を変更。 ・ 62 頁 VII 添付資料 添付資料-2 (29/89) 図イ建-6 放射線管理棟前室及び放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所壁配線貫通部の記載を変更。 ・ 68 頁 VII 添付資料 添付資料-2 (35/89) 図イ建-12 建具表 材料欄中 SS-70 の材料の記載を変更。 ・ 129 頁 VII 添付資料 添付資料-3 使用前検査成績書様式 別紙-4 (1/4) の判定基準欄中の【1-b. 鉄骨プレース新設】、【1-c. 鉄骨プレース交換補強】及び【1-d. 屋根面鉄骨補強】における誤記の修正。 ・ 130 頁 VII 添付資料 添付資料-3 使用前検査成績書様式 別紙-4 (2/4) の判定基準欄中の【1-e. 柱梁仕口部補強 (1/4: 接合部補強)】、【1-e. 柱梁仕口部補強 (3/4: 梁上あと施工アンカー増設補強)】及び【1-e. 柱梁仕口部補強 (4/4: 柱ウェーブプレート補強)】における誤記の修正。 ・ 131 頁 VII 添付資料 添付資料-3 使用前検査成績書様式 別紙-4 (3/4) の判定基準欄中の【1-g. 耐火壁追設】、【1-i. 外壁サイディング補強】及び【1-j. 鉄扉補強】における誤記の修正。 ・ 132 頁 VII 添付資料 添付資料-3 使用前検査成績書様式 別紙-4 (4/4) の判定基準欄中の【1-k. 鉄扉及びシャッタ交換】における判定基準の記載の変更及び【1-l. 鋼板補強】、【1-m. 鋼板新設】並びに【1-n. 外壁補強】における誤記の修正。 ・ 135 頁 VII 添付資料 添付資料-3 使用前検査成績書様式 別紙-6 (2/3) の判定基準欄中の【1-j. 鉄扉補強】及び【1-k. 鉄扉及びシャッタ交換】における記載を変更。 	令和3年10月28日
4	<p>改訂第4版 (原規規発第2112091号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 頁 III 検査範囲 2. 認可関係 認可年月日及び認可番号「令和2年3月31日付け三原燃第19-0857号、令和3年8月23日付け三原燃第21-0329号及び令和3年10月19日付け三原燃第21-0468号にて軽微な変更」に「令和3年12月6日付け三原燃第21-0566号」を追記。 	令和3年12月9日

回	改 訂 内 容	年 月 日
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 頁 IV 検査方法 ○化学処理施設(工場棟転換工場) 1. 材料検査(2)検査手順 【1-b. 鉄骨ブレース新設】における検査対象の記載の変更。 ・ 3 頁 IV 検査方法 ○化学処理施設(工場棟転換工場) 1. 材料検査(2)検査手順 【1-c. 鉄骨ブレース交換補強】における検査対象の記載の変更。 ・ 16 頁 V 判定基準 ○化学処理施設(工場棟転換工場) 1. 材料検査 【1-b. 鉄骨ブレース新設】及び【1-c. 鉄骨ブレース交換補強】における判定基準の記載の変更。 ・ 40 頁 VII 添付資料 添付資料-2 (7/89) 表イ建-1 工場棟転換工場 仕様表 (7/18) 技術基準に基づく設計 安全機能を有する施設の地盤欄中 [5.1-建1] 工場棟転換工場本体 杭位置の杭先端深度の記載の変更。 ・ 52 頁 VII 添付資料 添付資料-2 (19/89) 表イ建-2 工場棟転換工場 主要な構造材の仕様表 (1/7) 主要な構造材欄中(1)本体⑤杭の杭先端深度の記載を変更。 ・ 57 頁 VII 添付資料 添付資料-2 (24/89) 表イ建-2 工場棟転換工場 主要な構造材の仕様表 (6/7) 主要な部材寸法及び材質 (1/2) 材質欄中 1-b. 鉄骨ブレース新設及び 1-c. 鉄骨ブレース交換補強の材質の記載を変更。 ・ 129 頁 VII 添付資料 添付資料-3 使用前検査成績書様式 別紙-4 (1/4) の判定基準欄中の 【1-b. 鉄骨ブレース新設】及び【1-c. 鉄骨ブレース交換補強】における判断基準の記載の変更。 	令和3年12月9日
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 頁 III 検査範囲 2. 認可関係 認可年月日及び認可番号「令和2年3月31日付け三原燃第19-0857号、令和3年8月23日付け三原燃第21-0329号、令和3年10月19日付け三原燃第21-0468号及び令和3年12月6日付け三原燃第21-0566号にて軽微な変更」に「令和4年5月24日付け三原燃第22-0052号」を追記。 ・ 4 頁 IV 検査方法 ○化学処理施設(工場棟転換工場) 1. 材料検査(2)検査手順 【1-j. 鉄扉補強】における検査対象の記載の変更。 ・ 6 頁 IV 検査方法 ○化学処理施設(工場棟転換工場) 2. 寸法検査(2)検査手順 【1-j. 鉄扉補強】における検査対象の記載の変更。 ・ 9 頁 IV 検査方法 ○化学処理施設(工場棟転換工場) 4. 据付検査(2)検査手順 【1-j. 鉄扉補強】における検査対象の記載の変更。 	令和4年7月5日

回	改 訂 内 容	年 月 日
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 11 頁 IV 検査方法 ○化学処理施設(工場棟転換工場) 5. 外観検査(2)検査手順 【1-j. 鉄扉補強】における検査対象の記載の変更。 ・ 18 頁 V 判定基準 ○化学処理施設(工場棟転換工場) 1. 材料検査 【1-j. 鉄扉補強】における判定基準の記載の変更。 ・ 20 頁 V 判定基準 ○化学処理施設(工場棟転換工場) 2. 寸法検査 【1-j. 鉄扉補強】における判定基準の記載の変更。 ・ 22 頁 V 判定基準 ○化学処理施設(工場棟転換工場) 4. 据付検査【1-j. 鉄扉補強】における判定基準の記載の変更。 ・ 24 頁 V 判定基準 ○化学処理施設(工場棟転換工場) 5. 外観検査【1-j. 鉄扉補強】における判定基準の記載の変更。 ・ 25 頁 V 判定基準 ○その他の加工施設(非常用照明、誘導灯、安全避難通路、堰(内部溢水止水用(固定式))、堰(内部溢水止水用(一部脱着式))、非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)、火災感知設備及びそれに連動する警報設備、屋外消火栓、消火器) 3. 員数検査【非常用照明、誘導灯、堰(内部溢水止水用(固定式))、堰(内部溢水止水用(一部脱着式))、非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)、火災感知設備及びそれに連動する警報設備、屋外消火栓、消火器】における判定基準の記載の変更。 ・ 27 頁 VI その他 記載の変更。 ・ 35 頁 VII 添付資料 添付資料-2 (2/89) 表イ建-1 工場棟転換工場 仕様表 (2/18) 変更内容 1-3. 延焼防止及び閉じ込め性能向上のために以下の補強を行うに記載を追記。 ・ 36 頁 VII 添付資料 添付資料-2 (3/89) 表イ建-1 工場棟転換工場 仕様表 (3/18) 変更内容 3. 非常用設備の記載の変更。 ・ 37 頁 VII 添付資料 添付資料-2 (4/89) 表イ建-1 工場棟転換工場 仕様表 (4/18) 火災等による損傷の防止 [4.1-建1] の記載の変更。 ・ 47 頁 VII 添付資料 添付資料-2 (14/89) 表イ建-1 工場棟転換工場 仕様表 (14/18) 安全避難通路等 [13.2.1-建2] の記載の変更。 ・ 54 頁 VII 添付資料 添付資料-2 (21/89) 表イ建-2 工場棟転換工場 主要な構造材の仕様表 (3/7) に記載を追記。 	令和4年7月5日

回	改 訂 内 容	年 月 日
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 58 頁 VII 添付資料 添付資料-2 (25/89) 表イ建-2 工場棟転換工場 主要な構造材の仕様表(7/7)【1-j. 鉄扉補強】の記載を追記。 ・ 68 頁 VII 添付資料 添付資料-2 (35/89) 図イ建-12 交換する鉄扉の記載を追記。 ・ 70 頁 VII 添付資料 添付資料-2 (37/89) 図イ建-14 交換する鉄扉の記載を追記。 ・ 71 頁 VII 添付資料 添付資料-2 (38/89) 図イ建-15 交換する鉄扉の記載を追記。 ・ 72 頁 VII 添付資料 添付資料-2 (39/89) 図イ建-16 交換する鉄扉の記載を追記。 ・ 106 頁 VII 添付資料 添付資料-2 (73/89) 図リ建-2 誘導灯の記載の変更。 ・ 111 頁 VII 添付資料 添付資料-2 (78/89) 図リ建-23 熱感知器の記載の変更。 ・ 124 頁 VII 添付資料 添付資料-3 使用前検査成績書様式 備考の記載を削除。 ・ 131 頁 VII 添付資料 添付資料-3 使用前検査成績書様式 別紙-4 (3/4) 判定基準欄中【1-j. 鉄扉補強】における判定基準の記載の変更。 ・ 135 頁 VII 添付資料 添付資料-3 使用前検査成績書様式 別紙-6 (2/3) 判定基準欄中【1-j. 鉄扉補強】における判定基準の記載の変更及び鋼板に係る判定基準の記載を追記。 ・ 141 頁 VII 添付資料 添付資料-3 使用前検査成績書様式 別紙-10 (2/2) 判定基準欄中【1-j. 鉄扉補強】における判定基準の記載の変更。 ・ 144 頁 VII 添付資料 添付資料-3 使用前検査成績書様式 別紙-12 (2/2) 判定基準欄中【1-j. 鉄扉補強】における判定基準の記載の変更。 ・ 150 頁 VII 添付資料 添付資料-3 使用前検査成績書様式 別紙-18 備考中各設備等の員数の記載の変更。 	令和4年7月5日

目 次

	頁
I 検査目的及び項目	1
II 検査場所	1
III 検査範囲	1
IV 検査方法	2
V 判定基準	16
VI その他	27
VII 添付資料	28

I 検査目的及び項目

本検査※は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。）第16条の3第1項に基づき実施する核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和41年総理府令第37号。以下「加工規則」という。）第3条の6第2号又は第3号に係る使用前検査について、核燃料物質の加工施設のうち、化学処理施設及びその他の加工施設が、認可した設計及び工事の方法の申請（以下「設工認申請書」という。）に従い製作、据付され、所定の性能を有しており、原子力規制委員会で定める技術上の基準に適合するものであることを確認するもので、以下の検査を実施する。

なお、原子力規制委員会で定める技術上の基準とは、加工施設の性能に係る技術基準に関する規則（平成25年12月6日号外原子力規制委員会規則第19号。以下「性能の技術基準」という。）のうち第3条第2項、第4条第1項、同条第3項、第5条、第6条第1項、第7条、第8条第1項、同条第2項、第9条、第10条、第12条、第13条第1項、同条第2項、第15条、第16条第2項、第18条第1項、第19条、第23条第1項、同条第2項及び第24条第1項である。

※原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）附則第7条第1項の規定に基づき、なお従前の例による。

○化学処理施設

材料検査、寸法検査、配置検査、据付検査、外観検査、設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

○その他の加工施設

材料検査、寸法検査、員数検査、配置検査、系統検査、据付検査、外観検査、作動検査、設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

II 検査場所

三菱原子燃料株式会社

茨城県那珂郡東海村大字舟石川622番地1

III 検査範囲

1 検査対象施設及び範囲

化学処理施設

・工場棟転換工場（改造）

その他の加工施設（工場棟転換工場）

非常用設備

緊急対策設備(1)

・非常用照明*（復旧及び改造）

- ・誘導灯*（復旧）

- ・安全避難通路*（増設）

緊急対策設備(3)

- ・堰（内部溢水止水用（固定式））（新設）

- ・堰（内部溢水止水用（一部脱着式））（新設）

非常用通報設備

- ・非常ベル設備（復旧）

- ・放送設備（復旧）

- ・通信連絡設備（電話設備）*（復旧及び増設）

自動火災報知設備

- ・火災感知設備及びそれに連動する警報設備（復旧、撤去及び改造）

消火設備

- ・屋外消火栓*（変更なし）

- ・消火器（復旧及び増設）

*既設で以前に使用前検査を受検していない機器（該当する全ての検査項目を確認）

2. 認可関係

認可年月日及び認可番号

令和2年 3月27日 原規規発第2003279号

(令和2年3月31日付け三原燃第19-0857号、令和3年8月23日付け三原燃第21-0329号、令和3年10月19日付け三原燃第21-0468号、令和3年12月6日付け三原燃第21-0566号及び令和4年5月24日付け三原燃第22-0052号にて軽微な変更)

IV 検査方法

○化学処理施設（工場棟転換工場）

1. 材料検査

(1) 検査前確認事項

① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。

② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

【1-a. 柱脚部重石補強】（図イ建-19、26~30、32~41、45 参照）

① 鉄筋はSD295Aが使用され、アンカーにはSD295A又はSD345が使用されていること及び強度（降伏点又は耐力）を申請者の品質記録により確認する。

② 塗料は樹脂系塗料（難燃性材料）が使用されていることを申請者の品質記録により確認する。

③ コンクリートの強度を申請者の品質記録により確認する。

【1-b. 鉄骨プレース新設】（図イ建－19～20、22、25～27、29～30、32、34～35、38～41、48 参照）

鉄骨は [REDACTED] が使用されていること及び強度（降伏点又は耐力）を申請者の品質記録により確認する。

【1-c. 鉄骨プレース交換補強】（図イ建－19～20、22、25～26、30～31、37、40～41、48 参照）

鉄骨は [REDACTED] が使用されていること及び強度（降伏点又は耐力）を申請者の品質記録により確認する。

【1-d. 屋根面鉄骨補強】（図イ建－20、22～23、25～30、32、34～39、47 参照）

鉄骨は [REDACTED] が使用されること及び強度（降伏点又は耐力）を申請者の品質記録により確認する。

【1-e. 柱梁仕口部補強（1/4:接合部補強）】（図イ建－20、22～23、25～41、48 参照）

鋼板は [REDACTED] が使用されること及び強度（降伏点又は耐力）を申請者の品質記録により確認する。

【1-e. 柱梁仕口部補強（2/4:梁上スタッドボルト増設補強）】（図イ建－20、22～23、25～41、48 参照）

スタッドボルトは JIS B1198 の化学成分を満足する材料が使用されること及び強度（降伏点又は耐力）を申請者の品質記録により確認する。

【1-e. 柱梁仕口部補強（3/4:梁上あと施工アンカー増設補強）】（図イ建－20、22～23、25～41、48 参照）

① アンカーは SD295A が使用されること及び強度（降伏点又は耐力）を申請者の品質記録により確認する。

② 鋼板は [REDACTED] が使用されること及び強度（降伏点又は耐力）を申請者の品質記録により確認する。

【1-e. 柱梁仕口部補強（4/4:柱ウエーブプレート補強）】（図イ建－20、22～23、25～41、48 参照）

鋼板は [REDACTED] が使用されること及び強度（降伏点又は耐力）を申請者の品質記録により確認する。

【1-g. 耐火壁追設】（図イ建－6～8、14～15 参照）

① 鋼板は [REDACTED] が使用されること及び強度（降伏点又は耐力）を申請者の品質記録により確認する。

② 下地材は [REDACTED] が使用されること及び強度（降

伏点又は耐力)を申請者の品質記録により確認する。

- ③ 耐火壁は [] が使用されていることを申請者の品質記録により確認する。
- ④ 鉄扉は [] が使用されていること及び強度(降伏点又は耐力)を申請者の品質記録により確認する。
- ⑤ 電力用、計測用、制御用ケーブル及び配管が貫通する壁の貫通部に施工した耐火シールの材質を申請者の品質記録により確認する。

【1-h. エキスパンションジョイント改造】 (図イ建-5(1/3)~(3/3)、14~18 参照)

追設カバーは [] が使用され、止水シートは [] が使用されていることを申請者の品質記録により確認する。

【1-i. 外壁サイディング補強】 (図イ建-14~17、19~23、25~30、32~44、46 参照)

- ① サイディングは [] が使用されていること及び強度(降伏点又は耐力)を申請者の品質記録により確認する。
- ② 外壁下地材は [] が使用されていること及び強度(降伏点又は耐力)を申請者の品質記録により確認する。

【1-j. 鉄扉補強】 (図イ建-10~13、15~17 参照)

鉄扉補強材及び鋼板は [] が使用されていること及び鉄扉補強材の強度(降伏点又は耐力)を申請者の品質記録により確認する。

【1-k. 鉄扉及びシャッタ交換】 (図イ建-9、11~12、14、16~17 参照)

- ① 鉄扉鋼板は [] が使用されていること及び強度(降伏点又は耐力)を申請者の品質記録により確認する。
- ② シャッタレール部は []、シャッタスラット部は [] が使用されていること及び強度(降伏点又は耐力)を申請者の品質記録により確認する。

【1-l. 鋼板補強】 (図イ建-14~16、19~20、22、32、46 参照)

- ① 鋼板は [] が使用されていること及び強度(降伏点又は耐力)を申請者の品質記録により確認する。
- ② 下地材は [] が使用されていること及び強度(降伏点又は耐力)を申請者の品質記録により確認する。
- ③ 断熱材は [] が使用されていることを申請者の品質記録により確認する。

【1-m. 鋼板新設】 (図イ建-15 参照)

鋼板は [] が使用されていること及び強度(降伏点又は耐力)を申請者の

品質記録により確認する。

【1-n. 外壁更新】 (図イ建-14、19~20、32~33、46 参照)

- ① サイディングは [] が使用されていること及び強度(降伏点又は耐力)を申請者の品質記録により確認する。
- ② 外壁下地材は [] が使用されていること及び強度(降伏点又は耐力)を申請者の品質記録により確認する。

【1-o. 折板追設補強】 (図イ建-17、20、23、47 参照)

折板は [] が使用されていること及び強度(降伏点又は耐力)を申請者の品質記録により確認する。

【1-p. 折板張替え補強】 (図イ建-17、24、47 参照)

折板は [] が使用されていること及び強度(降伏点又は耐力)を申請者の品質記録により確認する。

2. 寸法検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。
- ③ 検査に使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。

(2) 検査手順

【1-a. 柱脚部重石補強】 (図イ建-19、26~30、32~41、45 参照)

- ① 鉄筋及びアンカーの径寸法を申請者の品質記録により確認する。
- ② 重石の体積を申請者の品質記録により確認する。

【1-b. 鉄骨ブレース新設】 (図イ建-19~20、22、25~27、29~30、32、34~35、38~41、48 参照)

鉄骨の断面寸法を申請者の品質記録により確認する。

【1-c. 鉄骨ブレース交換補強】 (図イ建-19~20、22、25~26、30~31、37、40~41、48 参照)

鉄骨の断面寸法を申請者の品質記録により確認する。

【1-d. 屋根面鉄骨補強】 (図イ建-20、22~23、25~30、32、34~39、47 参照)

鉄骨の断面寸法を申請者の品質記録により確認する。

【1-e. 柱梁仕口部補強（1/4:接合部補強）】（図イ建－20、22～23、25～41、48 参照）

鋼板の厚み寸法を申請者の品質記録により確認する。

【1-e. 柱梁仕口部補強（2/4:梁上スタッドボルト増設補強）】（図イ建－20、22～23、25～41、48 参照）

スタッドボルトの径寸法を申請者の品質記録により確認する。

【1-e. 柱梁仕口部補強（3/4:梁上あと施工アンカー増設補強）】（図イ建－20、22～23、25～41、48 参照）

- ① アンカーの径寸法を申請者の品質記録により確認する。
- ② 鋼板の厚み寸法を申請者の品質記録により確認する。

【1-e. 柱梁仕口部補強（4/4:柱ウエーブプレート補強）】（図イ建－20、22～23、25～41、48 参照）

鋼板の厚み寸法を申請者の品質記録により確認する。

【1-g. 耐火壁追設】（図イ建－14～15 参照）

- ① 鋼板の厚み寸法を申請者の品質記録により確認する。
- ② 下地材の断面寸法を申請者の品質記録により確認する。
- ③ [REDACTED] の厚み寸法を申請者の品質記録により確認する。
- ④ 鉄扉の厚み寸法を申請者の品質記録により確認する。

【1-h. エキスパンションジョイント改造】（図イ建－5(1/3)～(3/3)、14～18 参照）

追設カバー及び止水シートの厚み寸法を申請者の品質記録により確認する。

【1-i. 外壁サイディング補強】（図イ建－14～17、19～23、25～30、32～44、46 参照）

- ① サイディングの厚み寸法を申請者の品質記録により確認する。
- ② 外壁下地材の断面寸法を申請者の品質記録により確認する。

【1-j. 鉄扉補強】（図イ建－10～13、15～17 参照）

鉄扉補強材の断面寸法及び鋼板の寸法を申請者の品質記録により確認する。

【1-k. 鉄扉及びシャッタ交換】（図イ建－9、11～12、14、16～17 参照）

- ① 鉄扉の外形寸法及び鉄扉鋼板の厚み寸法を申請者の品質記録により確認する。
- ② シャッタの外形寸法、シャッタスラット部の厚み寸法及びシャッタレール部の断面寸法を申請者の品質記録により確認する。

【1-1. 鋼板補強】 (図イ建-14~16、19~20、22、32、46 参照)

- ① 鋼板の厚み寸法を申請者の品質記録により確認する。
- ② 下地材の断面寸法を申請者の品質記録により確認する。
- ③ 断熱材の厚み寸法を申請者の品質記録により確認する。

【1-m. 鋼板新設】 (図イ建-15 参照)

鋼板の厚み寸法を申請者の品質記録により確認する。

【1-n. 外壁更新】 (図イ建-14、19~20、32~33、46 参照)

- ① サイディングの厚み寸法を申請者の品質記録により確認する。
- ② 耐火被覆材の厚み寸法を申請者の品質記録により確認する。
- ③ 外壁下地材の断面寸法を申請者の品質記録により確認する。

【1-o. 折板追設補強】 (図イ建-17、20、23、47 参照)

折板の厚み寸法を申請者の品質記録により確認する。

【1-p. 折板張替え補強】 (図イ建-17、24、47 参照)

折板の厚み寸法を申請者の品質記録により確認する。

3. 配置検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

【1-g. 耐火壁追設】 (図イ建-6~8、14~15 参照)

- ① 鋼板及び [] の配置を立会い又は申請者の品質記録により確認する。
- ② 電力用、計測用、制御用ケーブル及び配管が貫通する壁の貫通部の配置を立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【1-h. エキスパンションジョイント改造】 (図イ建-5(1/3)~(3/3)、14~18 参照)

エキスパンションジョイントの配置を立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【1-i. 外壁サイディング補強】 (図イ建-14~17、19~23、25~30、32~44、46 参照)

サイディングの配置を立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【1-n. 外壁更新】 (図イ建-14、19~20、32~33、46 参照)

サイディングの配置を立会い又は申請者の品質記録により確認する。

4. 据付検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

【1-b. 鉄骨プレース新設】 (図イ建-19~20、22、25~27、29~30、32、34~35、38~41、48 参照)

鉄骨が所定の場所に設置されていることを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【1-c. 鉄骨プレース交換補強】 (図イ建-19~20、22、25~26、30~31、37、40~41、48 参照)

鉄骨が所定の場所に設置されていることを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【1-d. 屋根面鉄骨補強】 (図イ建-20、22~23、25~30、32、34~39、47 参照)

鉄骨が所定の場所に設置されていることを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【1-e. 柱梁仕口部補強 (1/4:接合部補強)】 (図イ建-20、22~23、25~41、48 参照)

鋼板が所定の場所に溶接されていることを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【1-e. 柱梁仕口部補強 (2/4:梁上スタッドボルト増設補強)】 (図イ建-20、22~23、25~41、48 参照)

スタッドボルトが所定の場所に設置されていることを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【1-e. 柱梁仕口部補強 (3/4:梁上あと施工アンカー増設補強)】 (図イ建-20、22~23、25~41、48 参照)

鋼板が所定の場所に設置されていることを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【1-e. 柱梁仕口部補強 (4/4:柱ウエーブプレート補強)】 (図イ建-20、22~23、25~41、48 参照)

鋼板が所定の場所に溶接されていることを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【1-f. 柱脚部溶接補強】 (図イ建-19、25~41、45 参照)

所定の場所に溶接されていることを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【1-g. 耐火壁追設】 (図イ建-14~15 参照)

鉄扉が所定の場所に設置されていることを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【1-j. 鉄扉補強】 (図イ建-10~13、15~17 参照)

鉄扉補強材及び鋼板が所定の場所に設置されていることを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【1-k. 鉄扉及びシャッタ交換】 (図イ建-9、11~12、14、16~17 参照)

- ① 鉄扉が所定の位置に設置されていることを立会い又は申請者の品質記録により確認する。
- ② シャッタが所定の場所に設置されていることを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【1-l. 鋼板補強】 (図イ建-14~16、19~20、22、32、46 参照)

鋼板が所定の場所に設置されていることを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【1-m. 鋼板新設】 (図イ建-15 参照)

鋼板が所定の場所に設置されていることを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【1-n. 外壁更新】 (図イ建-14、19~20、32~33、46 参照)

サイディングに耐火被覆材が施工されていることを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【1-o. 折板追設補強】 (図イ建-17、20、23、47 参照)

折板が所定の場所に設置されていることを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【1-p. 折板張替え補強】 (図イ建-17、24、47 参照)

折板が所定の場所に設置されていることを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

5. 外観検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

【1-a. 柱脚部重石補強】 (図イ建-19、26~30、32~41、45 参照)

床表面に有害な傷及び変形がないことを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【1-b. 鉄骨ブレース新設】 (図イ建-19~20、22、25~27、29~30、32、34~35、38~41、48 参照)

鉄骨に有害な傷及び変形がないことを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【1-c. 鉄骨ブレース交換補強】 (図イ建-19~20、22、25~26、30~31、37、40~41、48 参照)

鉄骨に有害な傷及び変形がないことを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【1-d. 屋根面鉄骨補強】 (図イ建-20、22~23、25~30、32、34~39、47 参照)

鉄骨に有害な傷及び変形がないことを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【1-e. 柱梁仕口部補強 (1/4:接合部補強)】 (図イ建-20、22~23、25~41、48 参照)

鋼板及び溶接部に有害な傷及び変形がないことを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【1-e. 柱梁仕口部補強 (2/4:梁上スタッドボルト増設補強)】 (図イ建-20、22~23、25~41、48 参照)

スタッドボルトに有害な傷及び変形がないことを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【1-e. 柱梁仕口部補強 (3/4:梁上あと施工アンカー増設補強)】 (図イ建-20、22~23、25~41、48 参照)

鋼板及びアンカーに有害な傷及び変形がないことを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【1-e. 柱梁仕口部補強 (4/4:柱ウエーブプレート補強)】 (図イ建-20、22~23、25~41、48 参照)

鋼板及び溶接部に有害な傷及び変形がないことを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【1-f. 柱脚部溶接補強】 (図イ建-19、25~41、45 参照)

溶接部に有害な傷及び変形がないことを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【1-g. 耐火壁追設】 (図イ建-14~15 参照)

- ① 鋼板及び [] に有害な傷及び変形がないことを立会い又は申請者の品質記録により確認する。
- ② 鉄扉に有害な傷及び変形がないことを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【1-h. エキスパンションジョイント改造】 (図イ建-5(1/3)~(3/3)、14~18 参照)

エキスパンションジョイントに有害な傷及び変形がないことを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【1-i. 外壁サイディング補強】 (図イ建-14~17、19~23、25~30、32~44、46 参照)

サイディングに有害な傷及び変形がないことを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【1-j. 鉄扉補強】 (図イ建-10~13、15~17 参照)

鉄扉、鉄扉補強材及び鋼板に有害な傷及び変形がないことを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【1-k. 鉄扉及びシャッタ交換】 (図イ建-9、11~12、14、16~17 参照)

- ① 鉄扉に有害な傷及び変形がないことを立会い又は申請者の品質記録により確認する。
- ② シャッタに有害な傷及び変形がないことを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【1-l. 鋼板補強】 (図イ建-14~16、19~20、22、32、46 参照)

鋼板に有害な傷及び変形がないことを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【1-m. 鋼板新設】 (図イ建-15 参照)

鋼板に有害な傷及び変形がないことを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【1-n. 外壁更新】 (図イ建-14、19~20、32~33、46 参照)

サイディング及び耐火被覆材に有害な傷及び変形がないことを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【1-o. 折板追設補強】 (図イ建-17、20、23、47 参照)

折板に有害な傷及び変形がないことを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【1-p. 折板張替え補強】 (図イ建-17、24、47 参照)

折板に有害な傷及び変形がないことを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【1-q. 天井撤去】

転換加工室及び原料倉庫の天井が撤去されていることを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

○その他の加工施設（非常用照明、誘導灯、安全避難通路、堰（内部溢水止水用（固定式））、堰（内部溢水止水用（一部脱着式））、非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備（電話設備）、火災感知設備及びそれに連動する警報設備、屋外消火栓、消火器）

1. 材料検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

【堰（内部溢水止水用（固定式））】 (図リ建-50~52 参照)

- ① アンカー及び鋼材は [REDACTED] が使用されていること及び強度（降伏点又は耐力）を申請者の品質記録により確認する。
- ② コーキングは耐薬品性を有する [REDACTED] が使用されていることを申請者の品質記録により確認する。

【堰（内部溢水止水用（一部脱着式））】 (図リ建-50、59 参照)

- ① アンカー及び鋼材は [REDACTED] が使用されていること及び強度（降伏点又は耐力）を申請者の品質記録により確認する。
- ② 止水板は [REDACTED] を装着した板が

使用されていることを申請者の品質記録により確認する。

- ③ コーキングは耐薬品性を有する [] が使用されていることを申請者の品質記録により確認する。

2. 寸法検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。
- ③ 検査に使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。

(2) 検査手順

【堰（内部溢水止水用（固定式））】（図リ建-50～52 参照）

- ① アンカーの径寸法及び鋼材の断面寸法を申請者の品質記録により確認する。
- ② 壁の高さ寸法を立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【堰（内部溢水止水用（一部脱着式））】（図リ建-50、59 参照）

- ① アンカーの径寸法を申請者の品質記録により確認する。
- ② 止水板の外形寸法を申請者の品質記録により確認する。
- ③ 壁の高さ寸法を立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【屋外消火栓】（図リ建-35 参照）

屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さを申請者の品質記録により確認する。

3. 員数検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

【非常用照明、誘導灯、堰（内部溢水止水用（固定式））、堰（内部溢水止水用（一部脱着式））、非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備（電話設備）、火災感知設備及びそれに連動する警報設備、屋外消火栓、消火器】（図リ建-1～3、12～14、23～25、35～38、50～52、59 参照）

設備、機器の員数を立会い又は申請者の品質記録により確認する。

4. 配置検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

【非常用照明、誘導灯、安全避難通路、堰（内部溢水止水用（固定式））、堰（内部溢水止水用（一部脱着式））、非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備（電話設備）、火災感知設備及びそれに連動する警報設備、屋外消火栓、消火器】
(図リ建-1~3、12~14、23~25、35~38、50~52、59 参照)

設備、機器の配置を立会い又は申請者の品質記録により確認する。

5. 系統検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

【非常用照明、誘導灯】 (図リ建-1~3、図リ電建-1 参照)

非常用電源系統に接続されていることを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

6. 据付検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

【非常用照明、誘導灯、堰（内部溢水止水用（固定式））、堰（内部溢水止水用（一部脱着式））、非常ベル設備、放送設備、火災感知設備及びそれに連動する警報設備、屋外消火栓】 (図リ建-1~3、12~14、23~25、35、50~52、59 参照)

設備、機器の据付を立会い又は申請者の品質記録により確認する。

7. 外観検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

【非常用照明、誘導灯、安全避難通路、堰（内部溢水止水用（固定式））、堰（内部溢水止水用（一部脱着式））、非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備（電話設備）】

話設備)、火災感知設備及びそれに連動する警報設備、消火器】(図リ建ー1～3、12～14、23～25、36～38、50～52、59 参照)

有害な傷及び変形がないことを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【屋外消火栓】(図リ建ー35 参照)

- ① 屋外消火栓に有害な傷及び変形がないことを立会い又は申請者の品質記録により確認する。
- ② 不凍式の屋外消火栓が設置されていることを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

8. 作動検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。
- ③ 検査に使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。

(2) 検査手順

【非常用照明、誘導灯】(図リ建ー1～3 参照)

非常用電源のブレーカを解放後、■秒以上バッテリにより点灯することを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)】(図リ建ー12～14 参照)

作動試験を行い、正常に作動することを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【火災感知設備及びそれに連動する警報設備】(図リ建ー23～25 参照)

- ① 自動火災報知設備(感知器)について、加煙試験器等による作動試験を行い、正常に作動することを申請者の品質記録により確認する。
- ② 自動火災報知設備(ベル)について、鳴動試験を行い、正常に作動することを申請者の品質記録により確認する。
- ③ 自動火災報知設備(発信機)について、作動試験を行い、正常に作動することを申請者の品質記録により確認する。

【屋外消火栓】(図リ建ー35 参照)

加圧送水装置試験又は放水試験を行い、正常に作動することを申請者の品質記録により確認する。

○化学処理施設、その他の加工施設

1. 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査*

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

設計の変更が生じた構築物等について、設工認申請書に従って行われ、下記の性能の技術基準に適合していることを、申請者の品質記録により確認する。（既設建物の検査に対する適合性確認を含む。）

- ・核燃料物質の臨界防止（第3条第2項）
- ・火災等による損傷の防止（第4条第1項及び第3項）
- ・安全機能を有する施設の地盤（第5条）
- ・地震による損傷の防止（第6条第1項）
- ・津波による損傷の防止（第7条）
- ・外部からの衝撃による損傷の防止（第8条第1項及び第2項）
- ・加工施設への人の不法な侵入等の防止（第9条）
- ・加工施設内における溢水による損傷の防止（第10条）
- ・閉じ込めの機能（第12条）
- ・遮蔽（第13条第1項及び第2項）
- ・核燃料物質等による汚染の防止（第15条）
- ・安全機能を有する施設（第16条第2項）
- ・警報設備等（第18条第1項）
- ・安全避難通路等（第19条）
- ・非常用電源設備（第23条第1項及び第2項）
- ・通信連絡設備（第24条第1項）

*化学処理施設の工場棟転換工場に係る系統検査は本検査項目のうち、火災等による損傷の防止の観点で確認する。

V 判定基準

○化学処理施設（工場棟転換工場）

1. 材料検査

【1-a. 柱脚部重石補強】

- ① 鉄筋はSD295Aが使用され、アンカーにはSD295A又はSD345が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が 295N/mm^2 以上（SD295A）又は 345N/mm^2 以上（SD345）であること。
- ② 塗料が樹脂系塗料かつ国土交通大臣の認定を受けた難燃材料であること。
- ③ コンクリートの強度が 21.0N/mm^2 以上であること。

【1-b. 鉄骨ブレース新設】

鉄骨は [REDACTED] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が 245N/mm²以上([REDACTED]) 又は 325 N/mm²以上([REDACTED]) であること。

【1-c. 鉄骨ブレース交換補強】

鉄骨は [REDACTED] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が 245N/mm²以上([REDACTED]) 又は 325 N/mm²以上([REDACTED]) であること。

【1-d. 屋根面鉄骨補強】

鉄骨は [REDACTED] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が 245N/mm²以上であること。

【1-e. 柱梁仕口部補強（1/4:接合部補強）】

鋼板は [REDACTED] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が 245N/mm²以上(t16 mm以下) 又は 235N/mm²以上(t16 mmを超え t40 mm以下) であること。

【1-e. 柱梁仕口部補強（2/4:梁上スタッドボルト増設補強）】

スタッドボルトは JIS B1198 の化学成分を満足する材料が使用され、強度（降伏点又は耐力）が 235N/mm²以上であること。

【1-e. 柱梁仕口部補強（3/4:梁上あと施工アンカー増設補強）】

- ① アンカーは SD295A が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が 295N/mm²以上であること。
- ② 鋼板は [REDACTED] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が 245N/mm²以上(t16 mm以下) 又は 235N/mm²以上(t16 mmを超え t40 mm以下) であること。

【1-e. 柱梁仕口部補強（4/4:柱ウエーブプレート補強）】

鋼板は [REDACTED] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が 245N/mm²以上(t16 mm以下) 又は 235N/mm²以上(t16 mmを超え t40 mm以下) であること。

【1-g. 耐火壁追設】

- ① 鋼板は [REDACTED] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が 245N/mm²以上であること。
- ② 下地材は [REDACTED] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が 205N/mm²以上 [REDACTED] 又は 245N/mm²以上 [REDACTED] であること。
- ③ 耐火壁は [REDACTED] が使用されており、不燃性材料であること。

④ 鉄扉は [REDACTED] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が 245N/mm²以上であること。

⑤ 耐火シールの材質が国土交通大臣の認定を受けた耐火シールで施工されていること。

【1-h. エキスパンションジョイント改造】

追設カバーは [REDACTED] が使用され、止水シートは [REDACTED] が使用されていること。

【1-i. 外壁サイディング補強】

① サイディングは [REDACTED] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が 205N/mm²以上であること。

② 外壁下地材は [REDACTED] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が 245N/mm²以上であること。

【1-j. 鉄扉補強】

鉄扉補強材及び鋼板は [REDACTED] が使用されており、鉄扉補強材の強度（降伏点又は耐力）が 245N/mm²以上であること。

【1-k. 鉄扉及びシャッタ交換】

① 鉄扉鋼板は [REDACTED] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が 245N/mm²以上であること。

② シャッタレール部は [REDACTED] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が 245N/mm²以上、シャッタスラット部は [REDACTED] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が 235N/mm²以上（申請者管理値）であること。

【1-l. 鋼板補強】

① 鋼板は [REDACTED] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が 245N/mm²以上であること。

② 下地材は [REDACTED] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が 245N/mm²以上であること。

③ 断熱材には [REDACTED] が使用されていること。

【1-m. 鋼板新設】

鋼板は [REDACTED] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が 245N/mm²以上であること。

【1-n. 外壁更新】

① サイディングは [REDACTED] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が 205N/mm²以上であること。

② 外壁下地材は [REDACTED] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が 245N/mm²以上であること。

【1-o. 折板追設補強】

折板は [REDACTED] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が 205N/mm²以上であること。

【1-p. 折板張替え補強】

折板は [REDACTED] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が 205N/mm²以上であること。

2. 寸法検査

【1-a. 柱脚部重石補強】

- ① 鉄筋の径寸法が [REDACTED] (JIS G3112) 及びアンカーの径寸法が [REDACTED] (JIS G3112) 又は [REDACTED] (JIS G3112) であること。
- ② 重石の体積が設工認申請書に記載されている値以上であること。（図イ建－45 参照）

【1-b. 鉄骨プレース新設】

鉄骨の断面寸法が設工認申請書のとおりであること。（表イ建－2 参照）

【1-c. 鉄骨プレース交換補強】

鉄骨の断面寸法が設工認申請書のとおりであること。（表イ建－2 参照）

【1-d. 屋根面鉄骨補強】

鉄骨の断面寸法が設工認申請書のとおりであること。（表イ建－2 参照）

【1-e. 柱梁仕口部補強（1/4:接合部補強）】

鋼板の厚み寸法が [REDACTED] (JIS G3193 (申請者管理値)) であること。

【1-e. 柱梁仕口部補強（2/4:梁上スタッドボルト増設補強）】

スタッドボルトの径寸法が [REDACTED] (JIS B1198) であること。

【1-e. 柱梁仕口部補強（3/4:梁上あと施工アンカー増設補強）】

- ① アンカーの径寸法が [REDACTED] (JIS G3112) であること。
- ② 鋼板の厚み寸法が [REDACTED] (JIS G3193 (申請者管理値)) であること。

【1-e. 柱梁仕口部補強（4/4:柱ウェーブプレート補強）】

鋼板の厚み寸法が [REDACTED] (JIS G3193 (申請者管理値)) であること。

【1-g. 耐火壁追設】

- ① 鋼板の厚み寸法が [REDACTED] (JIS G3193 (申請者管理値)) であること。
- ② 下地材の断面寸法が [REDACTED] (JIS A6517) 又は [REDACTED] (JIS G3466) であること。
- ③ [REDACTED] の厚み寸法が [REDACTED] (JIS A6901 (申請者管理値)) であること。
- ④ 鉄扉の厚み寸法が [REDACTED] (JIS G3193 (申請者管理値)) であること。

【1-h. エキスパンションジョイント改造】

追設カバーの厚み寸法が [REDACTED] (JIS G4305 (申請者管理値)) 及び止水シートの厚み寸法が [REDACTED] (申請者管理値) であること。

【1-i. 外壁サイディング補強】

- ① サイディングの厚み寸法が [REDACTED] (JIS G3322) であること。
- ② 外壁下地材の断面寸法が [REDACTED] (JIS G3350 (申請者管理値)) であること。

【1-j. 鉄扉補強】

- ① 鉄扉補強材の断面寸法が [REDACTED] (JIS G3192) 又は角棒 [REDACTED] (申請者管理値 (JIS G3191 準用)) であること。
- ② 鋼板の寸法は以下のとおりであること。
 - [REDACTED] (申請者管理値)
 - [REDACTED] (申請者管理値)
 - [REDACTED] (申請者管理値)
 - [REDACTED] (申請者管理値)
 - [REDACTED] (申請者管理値)

【1-k. 鉄扉及びシャッタ交換】

- ① 鉄扉の外形寸法が設工認申請書に記載されている寸法に対し、幅(W)及び高さ(H)については JIS A4702 に定める許容差 (申請者管理値) 、鉄扉鋼板の厚さ(t)については JIS G3193 に定める許容差 (申請者管理値) のとおりであること。 (図イ建-12 参照)
- ② シャッタの外形寸法が設工認申請書に記載されている寸法に対し、幅(W)及び高さ(H)については JIS A4705 に定める許容差 (申請者管理値) 、シャッタスラット部の厚み寸法及びシャッタレール部の断面寸法については JIS

G3193 に定める許容差（申請者管理値）のとおりであること。（図イ建-12 参照）

【1-1. 鋼板補強】

- ①鋼板の厚み寸法が [] (JIS G3193 (申請者管理値)) であること。
- ②下地材の断面寸法が [] (JIS G3466) であること。
- ③断熱材の厚み寸法が [] (JIS A9521 (申請者管理値)) であること。

【1-m. 鋼板新設】

鋼板の厚み寸法が [] (JIS G3193 (申請者管理値)) であること。

【1-n. 外壁更新】

- ①サイディングの厚み寸法が [] (JIS G3322) であること。
- ②耐火被覆材の厚み寸法が [] であること。
- ③外壁下地材の断面寸法が [] (JIS G3350 (申請者管理値)) であること。

【1-o. 折板追設補強】

折板の厚み寸法が [] (JIS G3322) であること。

【1-p. 折板張替え補強】

折板の厚み寸法が [] (JIS G3322) であること。

3. 配置検査

【1-g. 耐火壁追設】

- ①鋼板及び [] の配置が設工認申請書のとおりであること。
- ②貫通部の配置が設工認申請書のとおりであること。

【1-h. エキスパンションジョイント改造】

エキスパンションジョイントの配置が設工認申請書のとおりであること。

【1-i. 外壁サイディング補強】

サイディングの配置が設工認申請書のとおりであること。

【1-n. 外壁更新】

サイディングの配置が設工認申請書のとおりであること。

4. 据付検査

【1-b. 鉄骨ブレース新設】

鉄骨の設置位置が設工認申請書のとおりであること。

【1-c. 鉄骨ブレース交換補強】

鉄骨の設置位置が設工認申請書のとおりであること。

【1-d. 屋根面鉄骨補強】

鉄骨の設置位置が設工認申請書のとおりであること。

【1-e. 柱梁仕口部補強（1/4:接合部補強）】

鋼板の溶接位置が設工認申請書のとおりであること。

【1-e. 柱梁仕口部補強（2/4:梁上スタッドボルト増設補強）】

スタッドボルトの設置位置が設工認申請書のとおりであること。

【1-e. 柱梁仕口部補強（3/4:梁上あと施工アンカー増設補強）】

鋼板の設置位置が設工認申請書のとおりであること。

【1-e. 柱梁仕口部補強（4/4:柱ウエーブプレート補強）】

鋼板の溶接位置が設工認申請書のとおりであること。

【1-f. 柱脚部溶接補強】

溶接位置が設工認申請書のとおりであること。

【1-g. 耐火壁追設】

鉄扉の設置位置が設工認申請書のとおりであること。

【1-j. 鉄扉補強】

鉄扉補強材及び鋼板の設置位置が設工認申請書のとおりであること。

【1-k. 鉄扉及びシャッタ交換】

①鉄扉の設置位置が設工認申請書のとおりであること。

②シャッタの設置位置が設工認申請書のとおりであること。

【1-l. 鋼板補強】

鋼板の設置位置が設工認申請書のとおりであること。

【1-m. 鋼板新設】

鋼板の設置位置が設工認申請書のとおりであること。

【1-n. 外壁更新】

サイディングに耐火被覆材が設工認申請書のとおり施工されていること。

【1-o. 折板追設補強】

折板の設置位置が設工認申請書のとおりであること。

【1-p. 折板張替え補強】

折板の設置位置が設工認申請書のとおりであること。

5. 外観検査

【1-a. 柱脚部重石補強】

床表面に有害な傷及び変形がないこと。

【1-b. 鉄骨プレース新設】

鉄骨に有害な傷及び変形がないこと。

【1-c. 鉄骨プレース交換補強】

鉄骨に有害な傷及び変形がないこと。

【1-d. 屋根面鉄骨補強】

鉄骨に有害な傷及び変形がないこと。

【1-e. 柱梁仕口部補強（1/4:接合部補強）】

鋼板及び溶接部に有害な傷及び変形がないこと。

【1-e. 柱梁仕口部補強（2/4:梁上スタッドボルト増設補強）】

スタッドボルトに有害な傷及び変形がないこと。

【1-e. 柱梁仕口部補強（3/4:梁上あと施工アンカー増設補強）】

鋼板及びアンカーに有害な傷及び変形がないこと。

【1-e. 柱梁仕口部補強（4/4:柱ウェーブプレート補強）】

鋼板及び溶接部に有害な傷及び変形がないこと。

【1-f. 柱脚部溶接補強】

溶接部に有害な傷及び変形がないこと。

【1-g. 耐火壁追設】

①鋼板及び[]に有害な傷及び変形がないこと

②鉄扉に有害な傷及び変形がないこと。

【1-h. エキスパンションジョイント改造】

エキスパンションジョイントに有害な傷及び変形がないこと。

【1-i. 外壁サイディング補強】

サイディングに有害な傷及び変形がないこと。

【1-j. 鉄扉補強】

鉄扉、鉄扉補強材及び鋼板に有害な傷及び変形がないこと。

【1-k. 鉄扉及びシャッタ交換】

- ①鉄扉に有害な傷及び変形がないこと。
- ②シャッタに有害な傷及び変形がないこと。

【1-l. 鋼板補強】

鋼板に有害な傷及び変形がないこと。

【1-m. 鋼板新設】

鋼板に有害な傷及び変形がないこと。

【1-n. 外壁更新】

サイディング及び耐火被覆材に有害な傷及び変形がないこと。

【1-o. 折板追設補強】

折板に有害な傷及び変形がないこと。

【1-p. 折板張替え補強】

折板に有害な傷及び変形がないこと。

【1-q. 天井撤去】

転換加工室及び原料倉庫の天井が撤去されていること。

○その他の加工施設（非常用照明、誘導灯、安全避難通路、堰（内部溢水止水用（固定式））、堰（内部溢水止水用（一部脱着式））、非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備（電話設備）、火災感知設備及びそれに連動する警報設備、屋外消火栓、消火器）

1. 材料検査

【堰（内部溢水止水用（固定式））】

- ①アンカー及び鋼材は [REDACTED] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が 205N/mm^2 以上であること。
- ②コーティング材が耐薬品性を有する [REDACTED] であること。

【堰（内部溢水止水用（一部脱着式））】

- ①アンカー及び鋼材は [REDACTED] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が

205N/mm²以上であること。

②止水板は [REDACTED] が装着されたものであること。

③コーティング材が耐薬品性を有する [REDACTED] であること。

2. 寸法検査

【堰（内部溢水止水用（固定式））】

①アンカーの径寸法 ■ (JIS B0205 (申請者管理値)) 及び鋼材の断面寸法が
[REDACTED]
[REDACTED] であること。

②堰の高さ寸法が設工認申請書の設計確認値 (■ 以上又は ■ 以上又は
■ 以上) のとおりであること。

【堰（内部溢水止水用（一部脱着式））】

①アンカーの径寸法 ■ (JIS B0205 (申請者管理値)) であること。

②止水板の外形寸法が [REDACTED]
[REDACTED] に対し、許容差が JIS B0405 粗級 (申請者管理値) で
あること。

③堰の高さ寸法が設工認申請書の設計確認値 (■ 以上又は ■ 以上) の
とおりであること。

【屋外消火栓】

屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが ■ 以
上であること。

3. 品数検査

【非常用照明、誘導灯、堰（内部溢水止水用（固定式））、堰（内部溢水止水用
(一部脱着式)）、非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備（電話設備）、火
災感知設備及びそれに連動する警報設備、屋外消火栓、消火器】

設備、機器の品数が以下のとおりであること。

- ・非常用照明 : ■ 台
- ・誘導灯：避難口誘導灯 ■ 個、通路誘導灯 ■ 個
- ・堰（内部溢水止水用（固定式）） : ■ 個
- ・堰（内部溢水止水用（一部脱着式）） : ■ 個
- ・非常ベル設備 : ■ 個
- ・放送設備（スピーカ） : ■ 台
- ・通信連絡設備（電話設備） : 有線式 ■ 台、無線式 ■ 台
- ・火災感知設備及びそれに連動する警報設備：
煙感知器 ■ 個、熱感知器 ■ 個、空気管式感知器 ■ 基
発信機（P型） ■ 個、警報設備（ベル） ■ 個

・屋外消火栓：

不凍式 ■ 基、ホース格納箱 (■ 本) ■ 箇所

ホース格納箱 (■ 本) ■ 箇所

・消火器：

粉末消火器 10型 ■ 本、20型 ■ 本、50型 ■ 本

二酸化炭素消火器 7型 ■ 本、50型 ■ 本

4. 配置検査

【非常用照明、誘導灯、安全避難通路、堰（内部溢水止水用（固定式））、堰（内部溢水止水用（一部脱着式））、非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備（電話設備）、火災感知設備及びそれに連動する警報設備、屋外消火栓、消火器】
設備、機器の配置が設工認申請書のとおりであること。

5. 系統検査

【非常用照明、誘導灯】

非常用照明及び誘導灯が非常用電源系統に接続されていること。

6. 据付検査

【非常用照明、誘導灯、堰（内部溢水止水用（固定式））、堰（内部溢水止水用（一部脱着式））、非常ベル設備、放送設備、火災感知設備及びそれに連動する警報設備、屋外消火栓】

設備、機器が設工認申請書に記載のとおり据付られていること。

7. 外観検査

【非常用照明、誘導灯、安全避難通路、堰（内部溢水止水用（固定式））、堰（内部溢水止水用（一部脱着式））、非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備（電話設備）、火災感知設備及びそれに連動する警報設備、消火器】

設備、機器に有害な傷及び変形がないこと。

【屋外消火栓】

①屋外消火栓に有害な傷及び変形がないこと。

②不凍式の屋外消火栓が設置されていること。

8. 作動検査

【非常用照明、誘導灯】

非常用電源のブレーカを解放後、■ 秒以上バッテリにより点灯していること。

【非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備（電話設備）】

正常に作動すること。

【火災感知設備及びそれに連動する警報設備】

- ①自動火災報知設備（感知器）が正常に作動すること。
- ②自動火災報知設備（ベル）が正常に作動すること。
- ③自動火災報知設備（発信機）が正常に作動すること。

【屋外消火栓】

屋外消火栓が正常に作動すること。

○化学処理施設、その他の加工施設

1. 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

設工認申請書に従って行われ、下記の性能の技術基準に適合していること。

- ・核燃料物質の臨界防止（第3条第2項）
- ・火災等による損傷の防止（第4条第1項及び第3項）
- ・安全機能を有する施設の地盤（第5条）
- ・地震による損傷の防止（第6条第1項）
- ・津波による損傷の防止（第7条）
- ・外部からの衝撃による損傷の防止（第8条第1項及び第2項）
- ・加工施設への人の不法な侵入等の防止（第9条）
- ・加工施設内における溢水による損傷の防止（第10条）
- ・閉じ込めの機能（第12条）
- ・遮蔽（第13条第1項及び第2項）
- ・核燃料物質等による汚染の防止（第15条）
- ・安全機能を有する施設（第16条第2項）
- ・警報設備等（第18条第1項）
- ・安全避難通路等（第19条）
- ・非常用電源設備（第23条第1項及び第2項）
- ・通信連絡設備（第24条第1項）

VI その他

本検査は、第7次設工認申請書に記載されている加工施設の性能検査をもって終了とする。

VII 添付資料

添付資料-1 立会区分表

添付資料-2 関連図書

- 1/89 : 表Ⅳ建-1 工場棟転換工場 仕様表(1/18)
- 2/89 : 表Ⅳ建-1 工場棟転換工場 仕様表(2/18)
- 3/89 : 表Ⅳ建-1 工場棟転換工場 仕様表(3/18)
- 4/89 : 表Ⅳ建-1 工場棟転換工場 仕様表(4/18)
- 5/89 : 表Ⅳ建-1 工場棟転換工場 仕様表(5/18)
- 6/89 : 表Ⅳ建-1 工場棟転換工場 仕様表(6/18)
- 7/89 : 表Ⅳ建-1 工場棟転換工場 仕様表(7/18)
- 8/89 : 表Ⅳ建-1 工場棟転換工場 仕様表(8/18)
- 9/89 : 表Ⅳ建-1 工場棟転換工場 仕様表(9/18)
- 10/89 : 表Ⅳ建-1 工場棟転換工場 仕様表(10/18)
- 11/89 : 表Ⅳ建-1 工場棟転換工場 仕様表(11/18)
- 12/89 : 表Ⅳ建-1 工場棟転換工場 仕様表(12/18)
- 13/89 : 表Ⅳ建-1 工場棟転換工場 仕様表(13/18)
- 14/89 : 表Ⅳ建-1 工場棟転換工場 仕様表(14/18)
- 15/89 : 表Ⅳ建-1 工場棟転換工場 仕様表(15/18)
- 16/89 : 表Ⅳ建-1 工場棟転換工場 仕様表(16/18)
- 17/89 : 表Ⅳ建-1 工場棟転換工場 仕様表(17/18)
- 18/89 : 表Ⅳ建-1 工場棟転換工場 仕様表(18/18)
- 19/89 : 表Ⅳ建-2 工場棟転換工場 主要な構造材の仕様表(1/7)
- 20/89 : 表Ⅳ建-2 工場棟転換工場 主要な構造材の仕様表(2/7)
- 21/89 : 表Ⅳ建-2 工場棟転換工場 主要な構造材の仕様表(3/7)
- 22/89 : 表Ⅳ建-2 工場棟転換工場 主要な構造材の仕様表(4/7)
- 23/89 : 表Ⅳ建-2 工場棟転換工場 主要な構造材の仕様表(5/7)
- 24/89 : 表Ⅳ建-2 工場棟転換工場 主要な構造材の仕様表(6/7)
- 25/89 : 表Ⅳ建-2 工場棟転換工場 主要な構造材の仕様表(7/7)
- 26/89 : 図Ⅳ建-5(1/3) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント設置位置図(1階)
- 27/89 : 図Ⅳ建-5(2/3) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント設置位置図(2階)
- 28/89 : 図Ⅳ建-5(3/3) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント設置位置図(3階)
- 29/89 : 図Ⅳ建-6 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域(1階)

- 30/89 : 図イ建-7 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域(2階)
- 31/89 : 図イ建-8 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域(3階)
- 32/89 : 図イ建-9 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッタ配置及び竜巻防護ライン(1階)
- 33/89 : 図イ建-10 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉配置及び竜巻防護ライン(2階)
- 34/89 : 図イ建-11 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉配置及び竜巻防護ライン(3階)
- 35/89 : 図イ建-12 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建具表
- 36/89 : 図イ建-13 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッタ補強及びガラリ固縛概要図
- 37/89 : 図イ建-14 工場棟 転換工場 建物1階平面図
- 38/89 : 図イ建-15 工場棟 転換工場 建物2階平面図
- 39/89 : 図イ建-16 工場棟 転換工場 建物3階平面図
- 40/89 : 図イ建-17 工場棟 転換工場 建物立面図
- 41/89 : 図イ建-18 工場棟 転換工場 建物断面図
- 42/89 : 図イ建-19 工場棟 転換工場 杭及び基礎伏図
- 43/89 : 図イ建-20 工場棟 転換工場 2階伏図
- 44/89 : 図イ建-21 工場棟 転換工場 屋根トラス下弦面伏図
- 45/89 : 図イ建-22 工場棟 転換工場 3階伏図
- 46/89 : 図イ建-23 工場棟 転換工場 屋根伏図
- 47/89 : 図イ建-24 工場棟 転換工場 排気塔屋根伏図
- 48/89 : 図イ建-25 工場棟 転換工場 L'通り軸組図
- 49/89 : 図イ建-26 工場棟 転換工場 M通り軸組図
- 50/89 : 図イ建-27 工場棟 転換工場 N通り軸組図
- 51/89 : 図イ建-28 工場棟 転換工場 O通り軸組図
- 52/89 : 図イ建-29 工場棟 転換工場 P通り軸組図
- 53/89 : 図イ建-30 工場棟 転換工場 Q通り軸組図
- 54/89 : 図イ建-31 工場棟 転換工場 R'、S'、L'通り軸組図
- 55/89 : 図イ建-32 工場棟 転換工場 13通り軸組図
- 56/89 : 図イ建-33 工場棟 転換工場 14通り軸組図
- 57/89 : 図イ建-34 工場棟 転換工場 15通り軸組図
- 58/89 : 図イ建-35 工場棟 転換工場 16通り軸組図
- 59/89 : 図イ建-36 工場棟 転換工場 17通り軸組図
- 60/89 : 図イ建-37 工場棟 転換工場 18通り軸組図

- 61/89 : 図り建-38 工場棟 転換工場 19、20 通り軸組図
- 62/89 : 図り建-39 工場棟 転換工場 21、22 通り軸組図
- 63/89 : 図り建-40 工場棟 転換工場 23、23' 通り軸組図
- 64/89 : 図り建-41 工場棟 転換工場 24、26 通り軸組図
- 65/89 : 図り建-42 工場棟 転換工場 24、26 通りサイディング補強下地材軸組図
- 66/89 : 図り建-43 工場棟 転換工場 Q 通りサイディング補強下地材軸組図
- 67/89 : 図り建-44 工場棟 転換工場 L' 通りサイディング補強下地材軸組図
- 68/89 : 図り建-45 工場棟 転換工場 柱脚部重石補強詳細
- 69/89 : 図り建-46 工場棟 転換工場 鋼板補強、外壁サイディング補強及び外壁
更新概略図
- 70/89 : 図り建-47 工場棟 転換工場 屋根面鉄骨補強及び折板補強概略図
- 71/89 : 図り建-48 工場棟 転換工場 鉄骨プレース補強及び柱梁仕口部補強概略
図
- 72/89 : 図り建-1 工場棟 転換工場 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避
難通路(1/3)
- 73/89 : 図り建-2 工場棟 転換工場 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避
難通路(2/3)
- 74/89 : 図り建-3 工場棟 転換工場 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避
難通路(3/3)
- 75/89 : 図り建-12 工場棟 転換工場 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、
通信連絡設備(電話設備)(1/3)
- 76/89 : 図り建-13 工場棟 転換工場 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、
通信連絡設備(電話設備)(2/3)
- 77/89 : 図り建-14 工場棟 転換工場 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、
通信連絡設備(電話設備)(3/3)
- 78/89 : 図り建-23 工場棟 転換工場 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれ
に連動する警報設備(1/3)
- 79/89 : 図り建-24 工場棟 転換工場 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれ
に連動する警報設備(2/3)
- 80/89 : 図り建-25 工場棟 転換工場 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれ
に連動する警報設備(3/3)
- 81/89 : 図り建-35 消火設備 屋外消火栓配置図
- 82/89 : 図り建-36 工場棟 転換工場 消火設備 消火器(1/3)
- 83/89 : 図り建-37 工場棟 転換工場 消火設備 消火器(2/3)
- 84/89 : 図り建-38 工場棟 転換工場 消火設備 消火器(3/3)

85/89： 図リ建-50 工場棟 転換工場 緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用) (1/3)

86/89： 図リ建-51 工場棟 転換工場 緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用) (2/3)

87/89： 図リ建-52 工場棟 転換工場 緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用) (3/3)

88/89： 図リ建-59 緊急対策設備(3) 堰(一部脱着式)脱着部詳細図

89/89： 図リ電建-1 非常用照明・誘導灯（転換工場、第2核燃料倉庫、除染室、分析室） 非常用ディーゼル発電機負荷系統図

添付資料-3 使用前検査成績書様式

立会区分表(1/2)

施設名	機器等の名称	重要度による区分		立会区分						備考	
		安重区分	耐震重要度分類	材 料	寸 法	配 置	据 付	外 観	*設計変更の検査		
化学処理施設 工場棟 転換工場	1-a. 柱脚部重石補強	非安重	第1類	B	B	—	A/B	A/B	B	〔記号説明〕 A/B : 抜取立会検査 B : 記録検査	
	1-b. 鉄骨プレース新設										
	1-c. 鉄骨プレース交換補強										
	1-d. 屋根面鉄骨補強										
	1-e. 柱梁仕口部補強(1/4:接合部補強)										
	1-e. 柱梁仕口部補強(2/4:梁上スタッボルト増設補強)										
	1-e. 柱梁仕口部補強(3/4:梁上あと施工アンカー増設補強)			B	B	—	A/B	A/B	B		
	1-e. 柱梁仕口部補強(4/4:柱ウエーブプレート補強)										
	1-f. 柱脚部溶接補強										
	1-g. 耐火壁追設			B	B	—	A/B	A/B	B		
	1-h. エキスパンションジョイント改造										
	1-i. 外壁サイディング補強										
	1-j. 鉄扉補強			B	B	—	A/B	A/B	B		
	1-k. 鉄扉及びシャッタ交換										
	1-l. 鋼板補強										
	1-m. 鋼板新設			—	—	—	—	—	—		
	1-n. 外壁更新										
	1-o. 折板追設補強										
	1-p. 折板張替え補強										
	1-q. 天井撤去										

* 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

立会区分表(2/2)

施設名	機器等の名称	重要度による区分		立会区分								備考			
		安重区分	耐震重要度分類	材料	寸法	員数	配置	系統	据付	外観	作動	*設計変更の検査			
その他の加工施設 (工場棟転換工場)	非常用設備 緊急対策設備(1)	非常用照明	非安重	第3類	—	—	A/B	A/B	A/B	A/B	—	B	〔記号説明〕 A/B：抜取立会検査 B：記録検査		
		誘導灯			—	—	—	—	—	—	—				
		安全避難通路			—	—	—	—	—	—	—				
	非常用設備 緊急対策設備(3)	堰（内部溢水止水用（固定式））		第1類	B	A/B	A/B	—	A/B	A/B	A/B				
		堰（内部溢水止水用（一部脱着式））			—	—									
		非常ベル設備			—	—									
	非常用設備 非常用通報設備	放送設備		第3類	—	—	A/B	—	A/B	A/B	A/B				
		通信連絡設備 (電話設備)			—	—									
	非常用設備 自動火災報知設備	火災感知設備及びそれに連動する警報設備			B	—	A/B	—	A/B	B	—				
		屋外消火栓 消火器			—	—									

*設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

添付資料-2(1/89)

表イ建-1 工場棟転換工場 仕様表 (1/18)

事業許可との対応	許可番号（日付） 原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
設備・機器名称	{833}建物 工場棟 転換工場 {834}堰（内部溢水止水用） {890,891}非常用設備 非常用通報設備 非常ベル設備 {890,892}非常用設備 非常用通報設備 放送設備 {890,893}非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備 {894,895}非常用設備 消火設備 屋外消火栓 {894,898}非常用設備 消火設備 消火器 {899,900}非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 {899,901}非常用設備 自動火災報知設備 警報設備 {902,903}非常用設備 緊急対策設備 非常用灯 {902,904}非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 {902,905}非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路
設置場所	敷地内建物配置図（図イ建-1）参照
機器名	工場棟転換工場 堰（内部溢水止水用） 非常用通報設備 非常ベル設備 非常用通報設備 放送設備 非常用通報設備 通信連絡設備（電話設備） 消火設備 屋外消火栓 消火設備 消火器 自動火災報知設備 火災感知設備 自動火災報知設備 警報設備 緊急対策設備 非常用照明 緊急対策設備 誘導灯 緊急対策設備 安全避難通路

表イ建-1 工場棟転換工場 仕様表 (2/18)

変更内容	<p>改造</p> <p>1. 建物の改造工事</p> <p>1-1. 耐震性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柱脚部重石補強 工場棟転換工場本体の柱脚基礎部を押さえるため、柱脚部に鉄筋コンクリートの増打ちにより重石補強をする ・鉄骨プレース新設 工場棟転換工場本体の鉄骨の柱と梁の接合部に鉄骨プレースを新設する ・鉄骨プレース交換補強 工場棟転換工場本体の既存鉄骨プレースを撤去し、新たな鉄骨プレースに交換する ・屋根面鉄骨補強 工場棟転換工場本体の屋根部の鉄骨トラス構造部に新たな鉄骨を追設する ・柱梁仕口部補強 ・工場棟転換工場本体及び前室の柱と梁、又は柱とプレースの仕口部に鋼板などを追設補強する ・柱脚部溶接補強 工場棟転換工場本体及び前室の柱脚部のアンカーポルトの座金とベースプレートを溶接する ・エキスパンションジョイント改造 工場棟成型工場及び工場棟組立工場との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する <p>1-2. 耐竜巻性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁サイディング補強 F1 竜巻荷重に対し、工場棟転換工場外壁の損傷及び脱落を防止するために東面、南面及び北面の外壁にサイディングで補強する ・鉄扉補強 F1 竜巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために工場棟転換工場本体の既存鉄扉を鋼材により補強する ・鉄扉及びシャッタ交換 F1 竜巻荷重に対し、鉄扉及びシャッタの損傷防止のために工場棟転換工場本体及び前室の鉄扉及び前室のシャッタを新たな鉄扉及びシャッタに交換する ・鋼板補強 工場棟転換工場原料倉庫の西側外壁の内側に鋼板を追設し補強する ・外壁更新 F1 竜巻荷重に対し、工場棟転換工場前室外壁の損傷防止のために既存の外壁を撤去し、新たにサイディングに更新する ・折板追設補強 F1 竜巻荷重に対し、屋根の損傷防止のために工場棟転換工場本体及び前室の屋根の既存折板は残置し、新たな折板を追設する ・折板張替え補強 F1 竜巻荷重に対し、工場棟転換工場排気塔の屋根の損傷防止のために既存折板を撤去し、新たな折板に張替える <p>1-3. 延焼防止及び閉じ込め性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐火壁追設 内部火災による延焼防止と航空機落下による火災防止を目的に工場棟転換工場と工場棟成型工場の境界に耐火壁及び鉄扉を追設する ・鉄扉及びシャッタ交換 内部火災による延焼防止を目的に工場棟転換工場の火災区域境界にある鉄扉を交換する ・鋼板新設 内部火災による延焼防止を目的に転換加工室と 2 階通路の境界に鋼板を新設する ・鉄扉補強 内部火災による延焼防止を目的に工場棟転換工場の火災区域境界にある鉄扉の窓、ガラリを鋼板にて閉塞する <p>1-4. 天井撤去</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転換加工室及び原料倉庫の天井を撤去する
------	---

表イ建-1 工場棟転換工場 仕様表 (3/18)

変更内容	<p>改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 2. 建物の設計変更 <ul style="list-style-type: none"> ・前室を非管理区域から第2種管理区域に変更する 3. 非常用設備の変更 <ul style="list-style-type: none"> 3-1. 非常用設備の新設 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設 <p>本体の床に堰(固定式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る(閉じ込め性能も確保)</p> ・緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(一部脱着式)の新設 <p>本体の床に堰(一部脱着式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る(閉じ込め性能も確保)</p> 3-2. 非常用設備の増設 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 <p>本体及び前室の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る</p> 3-3. 非常用設備の復旧及び増設 <ul style="list-style-type: none"> ・非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設 <p>仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る</p> ・消火設備(消火器)の復旧及び増設 <p>仮移設した消火器の復旧及び増設により、初期消火における設備の確保を図る</p> 3-4. 非常用設備の復旧、撤去、増設及び改造 <ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧、撤去、増設及び改造 <p>仮移設した自動火災報知設備の復旧、撤去、増設及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る</p> 3-5. 非常用設備の復旧及び改造 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急対策設備(1)非常用照明の復旧及び改造 <p>仮移設した非常用照明の復旧及び改造により、事故発生時における照明の確保を図る</p> 3-6. 非常用設備の復旧及び改造 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急対策設備(1)誘導灯の復旧及び改造 <p>仮移設した誘導灯の復旧及び改造により、事故発生時における避難経路の指示を図る</p> ・非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧 <p>仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周知及び管理区域外への連絡を図る</p> ・非常用通報設備(放送設備)の復旧 <p>仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る</p> 												
員数	1式												
一般仕様	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">型式</td> <td style="background-color: black; width: 98%; height: 100px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">主要な構造材</td> <td style="background-color: black; height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">寸法(単位:m)</td> <td style="background-color: black; height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">その他の構成機器</td> <td style="background-color: black; height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">その他の性能</td> <td style="background-color: black; height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">取扱う核燃料物質の状態</td> <td style="background-color: black; height: 40px;"></td> </tr> </table>	型式		主要な構造材		寸法(単位:m)		その他の構成機器		その他の性能		取扱う核燃料物質の状態	
型式													
主要な構造材													
寸法(単位:m)													
その他の構成機器													
その他の性能													
取扱う核燃料物質の状態													

表イ建-1 工場棟転換工場 仕様表 (4/18)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止
	火災等による損傷の防止

添付資料-2 (5/89)

表イ建-1 工場棟転換工場 仕様表 (5/18)

技術基準に基づく設計 (注)	火災等による損傷の防止	
-------------------	-------------	--

添付資料-2(6/89)

表イ建-1 工場棟転換工場 仕様表 (6/18)

技術基準に基づく設計（注）	火災等による損傷の防止	
---------------	-------------	--

添付資料-2(7/89)

表イ建-1 工場棟転換工場 仕様表 (7/18)

技術基準に基づく設計 (注)	安全機能を有する施設の地盤	
	地震による損傷の防止	

添付資料-2(8/89)

表イ建-1 工場棟転換工場 仕様表 (8/18)

技術基準に基づく設計（注）	地震による損傷の防止	
---------------	------------	--

添付資料-2(9/89)

表イ建-1 工場棟転換工場 仕様表 (9/18)

技術基準に基づく設計 (注)	津波による損傷の防止	
	外部からの衝撃による損傷の防 止	

添付資料-2(10/89)

表イ建-1 工場棟転換工場 仕様表 (10/18)

技術基準に基づく設計 (注)	外部からの衝撃による損傷の防止	
-------------------	-----------------	--

添付資料-2(11/89)

表イ建-1 工場棟転換工場 仕様表 (11/18)

技術基準に基づく設計（注）	外部からの衝撃による損傷の防止	
	人の不法な侵入等の防止	

添付資料-2(12/89)

表イ建-1 工場棟転換工場 仕様表 (12/18)

技術基準に基づく設計 (注)	溢水による損傷の防止	
	材料及び構造 閉じ込めの機能	

添付資料-2(13/89)

表イ建-1 工場棟転換工場 仕様表 (13/18)

技術基準に基づく設計 (注)	閉じ込めの機能	
	遮蔽	
	換気	
	核燃料物質等による汚染の防止	

添付資料-2(14/89)

表イ建-1 工場棟転換工場 仕様表 (14/18)

技術基準に基づく設計 (注)	安全機能を有する施設	
	搬送設備	
	警報設備等	
	安全避難通路等	
	核燃料物質の貯蔵施設	
	廃棄施設	
	放射線管理施設	

添付資料-2(15/89)

表イ建-1 工場棟転換工場 仕様表 (15/18)

技術 基準 に基づく 設計 (注)	非常用電源設備	
-------------------------------	---------	--

表イ建-1 工場棟転換工場 仕様表 (16/18)

技術基準に基づく設計 （注）	通信連絡設備	
	その他事業許可で求める仕様	

添付資料-2(17/89)

表イ建-1 工場棟転換工場 仕様表 (17/18)

添付図	図イ建-1 敷地内建物配置図 図イ建-1-1 (1/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(1階) 図イ建-1-1 (2/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(2階) 図イ建-1-1 (3/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(3階) 図イ建-1-1 (4/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(R階) 図イ建-1-2 (1/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建物の補強工事と各影響評価との関係(1) 図イ建-2 工場棟、放射線管理棟、付属建物 管理区域区分図 (1階) 図イ建-3 工場棟、放射線管理棟、付属建物 管理区域区分図 (2階) 図イ建-4 工場棟、放射線管理棟、付属建物 管理区域区分図 (3階) 図イ建-5(1/3) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント設置位置図 (1階) 図イ建-5(2/3) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント設置位置図 (2階) 図イ建-5(3/3) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント設置位置図 (3階) 図イ建-5-1 工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント構造図 国イ建-6 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域 (1階) 国イ建-7 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域 (2階) 国イ建-8 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域 (3階) 国イ建-8-1 (1/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(1) 国イ建-8-1 (2/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(2) 国イ建-8-2 (1/8) 外部火災・爆発の影響評価(1) 国イ建-8-2 (2/8) 外部火災・爆発の影響評価(2) 国イ建-8-2 (3/8) 外部火災・爆発の影響評価(3) 国イ建-8-2 (4/8) 外部火災・爆発の影響評価(4) 国イ建-8-2 (5/8) 外部火災・爆発の影響評価(5) 国イ建-8-2 (6/8) 外部火災・爆発の影響評価(6) 国イ建-8-2 (7/8) 外部火災・爆発の影響評価(7) 国イ建-8-2 (8/8) 外部火災・爆発の影響評価(8) 国イ建-9 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッタ配置及び竪巻防護ライン (1階) 国イ建-10 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉配置及び竪巻防護ライン (2階) 国イ建-11 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉配置及び竪巻防護ライン (3階) 国イ建-11-1 工場棟、放射線管理棟、付属建物 竪巻防護ライン (屋根部) 国イ建-12 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建具表 国イ建-13 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッタ補強及びガラリ固縛概要図 国イ建-14 工場棟 転換工場 建物 1階平面図 国イ建-15 工場棟 転換工場 建物 2階平面図 国イ建-16 工場棟 転換工場 建物 3階平面図 国イ建-17 工場棟 転換工場 建物立面図 国イ建-18 工場棟 転換工場 建物断面図 国イ建-19 工場棟 転換工場 杭及び基礎伏図 国イ建-20 工場棟 転換工場 2階伏図 国イ建-21 工場棟 転換工場 屋根トラス下弦面伏図 国イ建-22 工場棟 転換工場 3階伏図 国イ建-23 工場棟 転換工場 屋根伏図 国イ建-24 工場棟 転換工場 排気塔屋根伏図 国イ建-25 工場棟 転換工場 I'通り軸組図 国イ建-26 工場棟 転換工場 M通り軸組図 国イ建-27 工場棟 転換工場 N通り軸組図 国イ建-28 工場棟 転換工場 O通り軸組図 国イ建-29 工場棟 転換工場 P通り軸組図 国イ建-30 工場棟 転換工場 Q通り軸組図 国イ建-31 工場棟 転換工場 R'、S'、L'通り軸組図
-----	--

添付資料-2(18/89)

表イ建-1 工場棟転換工場 仕様表 (18/18)

添付図	図イ建-32 工場棟 転換工場 13通り 軸組図 図イ建-33 工場棟 転換工場 14通り 軸組図 図イ建-34 工場棟 転換工場 15通り 軸組図 図イ建-35 工場棟 転換工場 16通り 軸組図 図イ建-36 工場棟 転換工場 17通り 軸組図 図イ建-37 工場棟 転換工場 18通り 軸組図 図イ建-38 工場棟 転換工場 19、20通り 軸組図 図イ建-39 工場棟 転換工場 21、22通り 軸組図 図イ建-40 工場棟 転換工場 23、23通り 軸組図 図イ建-41 工場棟 転換工場 24、26通り 軸組図 図イ建-42 工場棟 転換工場 24、26通り サイディング補強下地材軸組図 図イ建-43 工場棟 転換工場 Q通り サイディング補強下地材軸組図 図イ建-44 工場棟 転換工場 L通り サイディング補強下地材軸組図 図イ建-45 工場棟 転換工場 柱脚部重石補強詳細 図イ建-46 工場棟 転換工場 鋼板補強、外壁サイディング補強及び外壁更新概略図 図イ建-47 工場棟 転換工場 屋根面鉄骨補強及び折板補強概略図 図イ建-48 工場棟 転換工場 鉄骨プレース補強及び柱梁仕口部補強概略図 図イ遮-1 工場棟 転換工場 遮蔽関係図(建物1階平面) 図イ遮-2 工場棟 転換工場 遮蔽関係図(建物2階平面) 図イ遮-3 工場棟 転換工場 遮蔽関係図(建物3階平面) 図リ建-1 工場棟 転換工場 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路(1/3) 図リ建-2 工場棟 転換工場 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路(2/3) 図リ建-3 工場棟 転換工場 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路(3/3) 図リ建-12 工場棟 転換工場 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)(1/3) 図リ建-13 工場棟 転換工場 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)(2/3) 図リ建-14 工場棟 転換工場 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)(3/3) 図リ建-23 工場棟 転換工場 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備(1/3) 図リ建-24 工場棟 転換工場 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備(2/3) 図リ建-25 工場棟 転換工場 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備(3/3) 図リ建-35 消火設備 屋外消火栓配置図 図リ建-35-1 消火設備 屋外消火栓からのアクセスルート 図リ建-35-2 消火設備 防火水槽配置図 図リ建-36 工場棟 転換工場 消火設備 消火器(1/3) 図リ建-37 工場棟 転換工場 消火設備 消火器(2/3) 図リ建-38 工場棟 転換工場 消火設備 消火器(3/3) 図リ建-47 緊急対策設備(3) 溢水防護区画(1/3) 図リ建-48 緊急対策設備(3) 溢水防護区画(2/3) 図リ建-49 緊急対策設備(3) 溢水防護区画(3/3) 図リ建-50 工場棟 転換工場 緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)(1/3) 図リ建-51 工場棟 転換工場 緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)(2/3) 図リ建-52 工場棟 転換工場 緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)(3/3) 図リ建-59 緊急対策設備(3) 堰(一部脱着式)脱着部詳細図 図リ電建-1 非常用照明、誘導灯(転換工場、第2核燃料倉庫、除染室・分析室) 非常用ディーゼル発電機負荷系統図
-----	---

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { }内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[]内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-建1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 建1を示す。

[5.2.1-建1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 建1を示す。

[99-建1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建1を示す。

添付資料-2(19/89)

表イ建-2 工場棟転換工場 主要な構造材の仕様表(1/7)

建物 の 種 類	主要な構造材

添付資料-2 (20/89)

表イ建-2 工場棟転換工場 主要な構造材の仕様表(2/7)

耐震性能及び耐竜巻性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様

項目	仕様 (工事番号及び工事名称)	対象図面
耐震性能向上		<p>(1) 本体 1-a. 図イ建-19、26～30、32～41、45 1-b. 図イ建-19～20、22、25～27、29～30、32、34～35、38～41、48 1-c. 図イ建-19～20、22、25～26、30～31、37、40～41、48 1-d. 図イ建-20、22～23、25～30、32、34～39、47 1-h. 図イ建-5(1/3)～(3/3)、14～18 (2) 本体及び前室 1-e. 図イ建-20、22～23、25～41、48 1-f. 図イ建-19、25～41、45 (参考) 図イ建-1-1(1/4)～(4/4) 添付説明書-建2-II 添付説明書-建2-付録2</p>
耐竜巻性能向上		<p>(1) 本体 1-i. 図イ建-14～17、19～23、25～30、32～44、46 1-j. 図イ建-10～13、15～17 1-l. 図イ建-14～16、19～20、22、32、46 1-p. 図イ建-17、24、47 (2) 前室 1-n. 図イ建-14、19～20、32～33、46 (3) 本体及び前室 1-k. 図イ建-9、11～12、14、16～17 1-o. 図イ建-17、20、23、47 (参考) 図イ建-1-1(1/4)～(4/4) 添付説明書-建3-II 添付説明書-建1</p>

注1) 第2核燃料倉庫との間のエキスパンションジョイント②は表へ建-2-1に、除染室・分析室との間のエキスパンションジョイント④は表ト建-2-3に示す。

表イ建-2 工場棟転換工場 主要な構造材の仕様表(3/7)
耐震性能及び耐竜巻性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様

項目	仕様 (工事番号及び工事名称)	対象図面
その他 延焼防止及び 閉じ込め性能 向上		(1) 本体 I-g. 図イ建-14~15 I-j. 図イ建-14 I-k. 図イ建-12、11~16 I-m. 図イ建-15 (参考) 図イ建-1-1(1/4)~(3/4) 添付説明書-建1

表イ建-2 工場棟転換工場 主要な構造材の仕様表 (4/7)

その他の加工施設 非常用設備に関する基本仕様(1/2)

工事名称	仕様	対象図面
(1) 壁 (固定式) ^(注1)		(1) 壁(固定式) 図リ建-50~52

(参考)
添説建 2-XI. 3-1 表
添説建 2-XI. 4-1 表

注1) リ その他の加工施設 4. 工事の方法 4. 1-1 (1) d. 参照

添付資料-2(23/89)

表イ建-2 工場棟転換工場 主要な構造材の仕様表(5/7)

その他の加工施設 非常用設備に関する基本仕様(2/2)

工事名称	仕様	対象図面
(2) 堤 (一部脱着式) ^(注2)		(2) 堤(一部脱着式) 図リ建-50

(参考)
添説建 2-XI. 3-1 表
添説建 2-XI. 5-1 表

注2) リ その他の加工施設 4. 工事の方法 4. 1-1(1)e. 参照

表イ建-2 工場棟転換工場 主要な構造材の仕様表(6/7)

主要な部材寸法及び材質(1/2)

工事番号及び工事名称	区分	部材寸法	材質
1-a. 柱脚部重石補強	新設		
	既設		
1-b. 鉄骨ブレース新設 1-c. 鉄骨ブレース交換補強	新設		
	既設		
1-d. 屋根面鉄骨補強	新設		
	既設		

表イ建-2 工場棟転換工場 主要な構造材の仕様表(7/7)

主要な部材寸法及び材質(2/2)

工事番号及び工事名称	区分	部材寸法	材質
1-e. 柱梁仕口部補強	新設		
	既設		
1-f. 柱脚部溶接補強	新設		
1-g. 耐火壁追設	新設		
1-h. エキスパンションジョイント改造	新設		
1-i. 外壁サイディング補強	新設		
1-j. 鉄扉補強	新設		
1-k. 鉄扉及びシャッタ交換	新設		
1-l. 鋼板補強	新設		
1-m. 鋼板新設	新設		
1-n. 外壁更新	新設		
1-o. 折板追設補強	新設		
1-p. 折板張替え補強	新設		

添付資料-2 (26/89)

名 称	丁場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント設置位置図(1階)
図 番	図イ建-5(1/3) 一

添付資料-2(27/89)

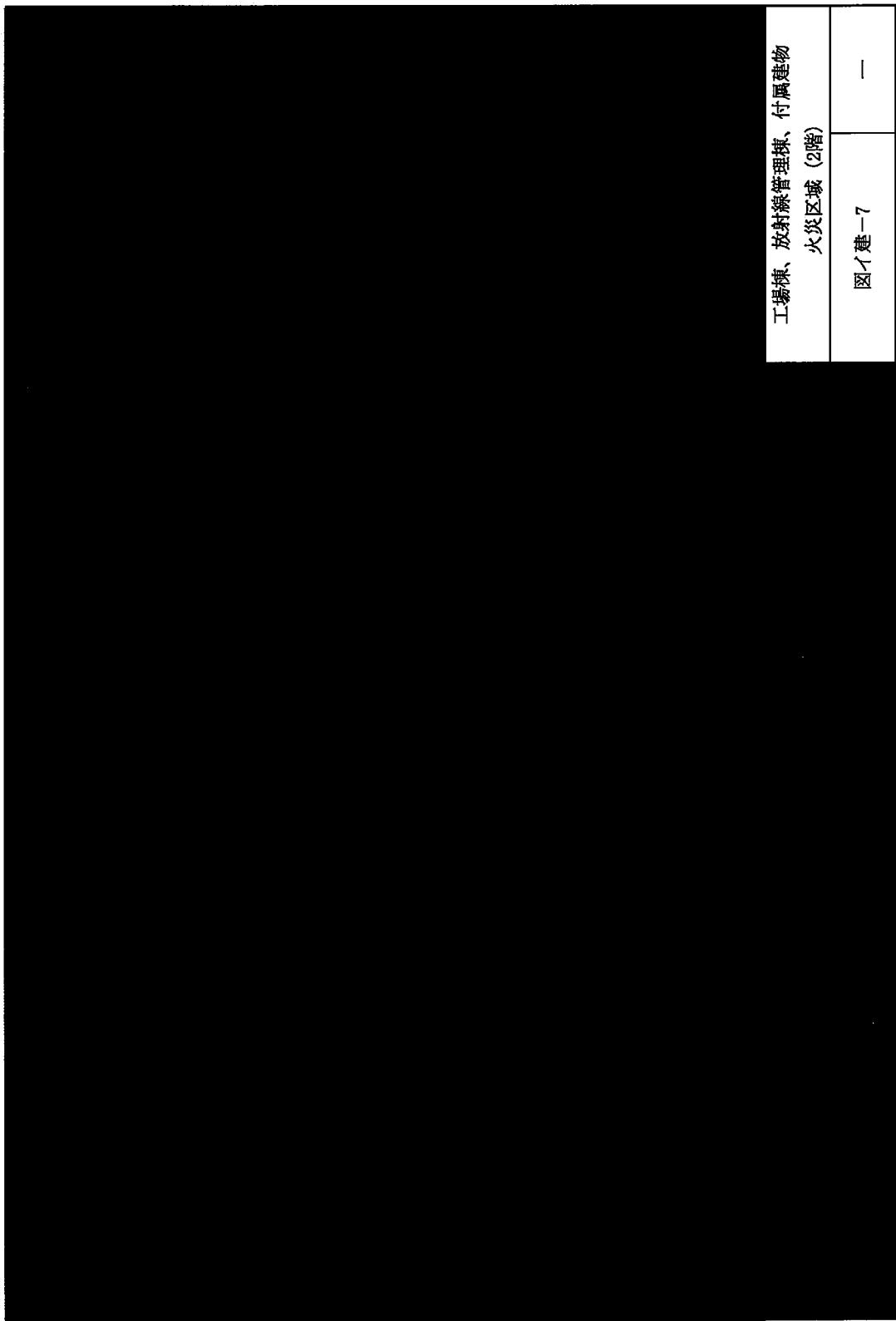
名 称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスペンションジョイント設置位置図(2階)
図 番	図介建-5(2/3) -

名 称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント設置位置図(3階)
図 番	図イ建-5(3/3) -

添付資料-2 (29/89)

名 称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域 (1階)
図 番	図1建-6 —

添付資料-2(30/89)



添付資料-2(31/89)

名 称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域(3階)
図 番	図 建-8

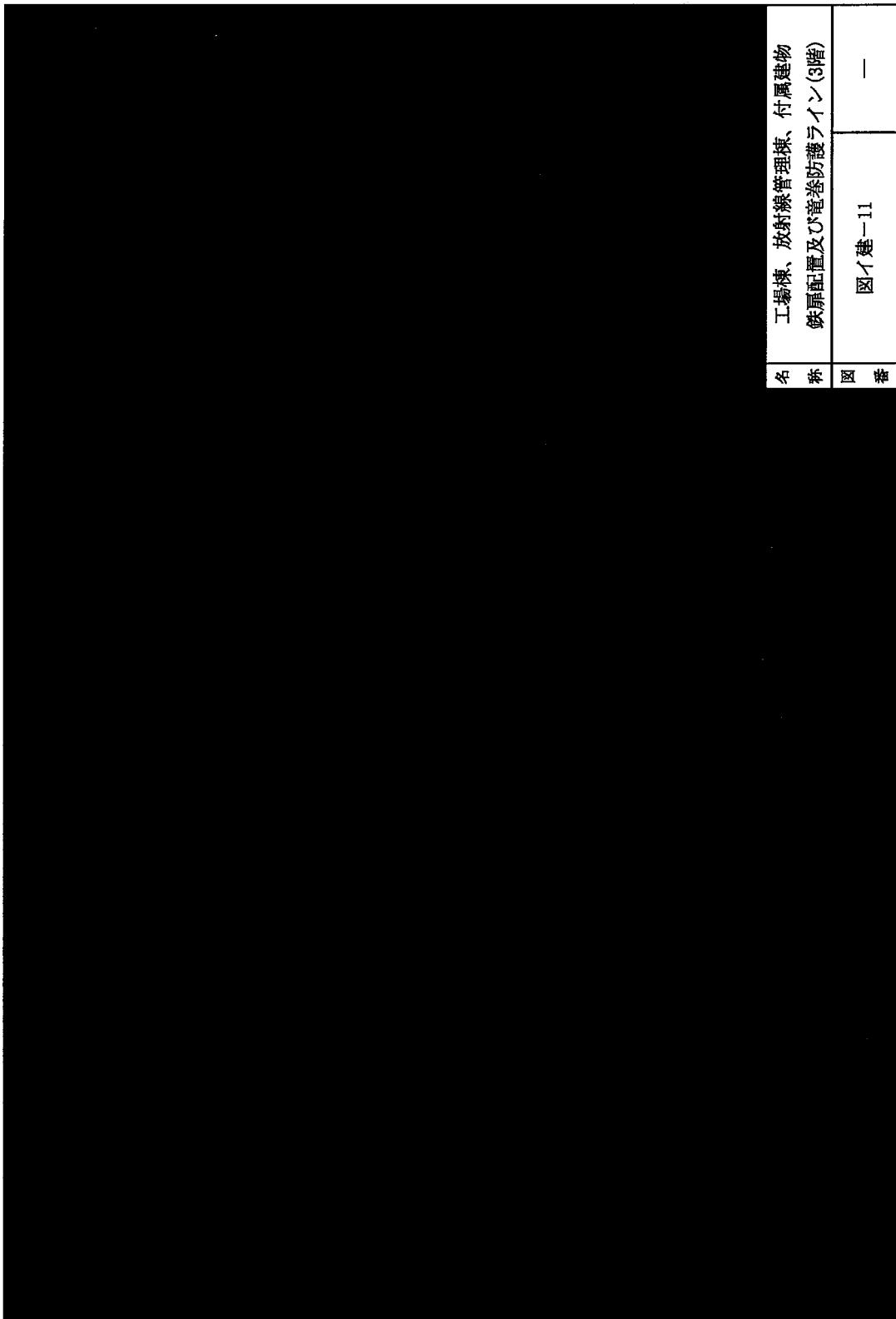
添付資料-2(32/89)

名 称	工場棟、放熱線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッタ配置及び巻防護ライン(1階)
図 番	図イ建-9

添付資料-2(33/89)

名 称	工場旗、放索線管理棟、付属建物 鉄扉配置及び蓄巻防護ライン(2階)
図 番	図ナ建-10

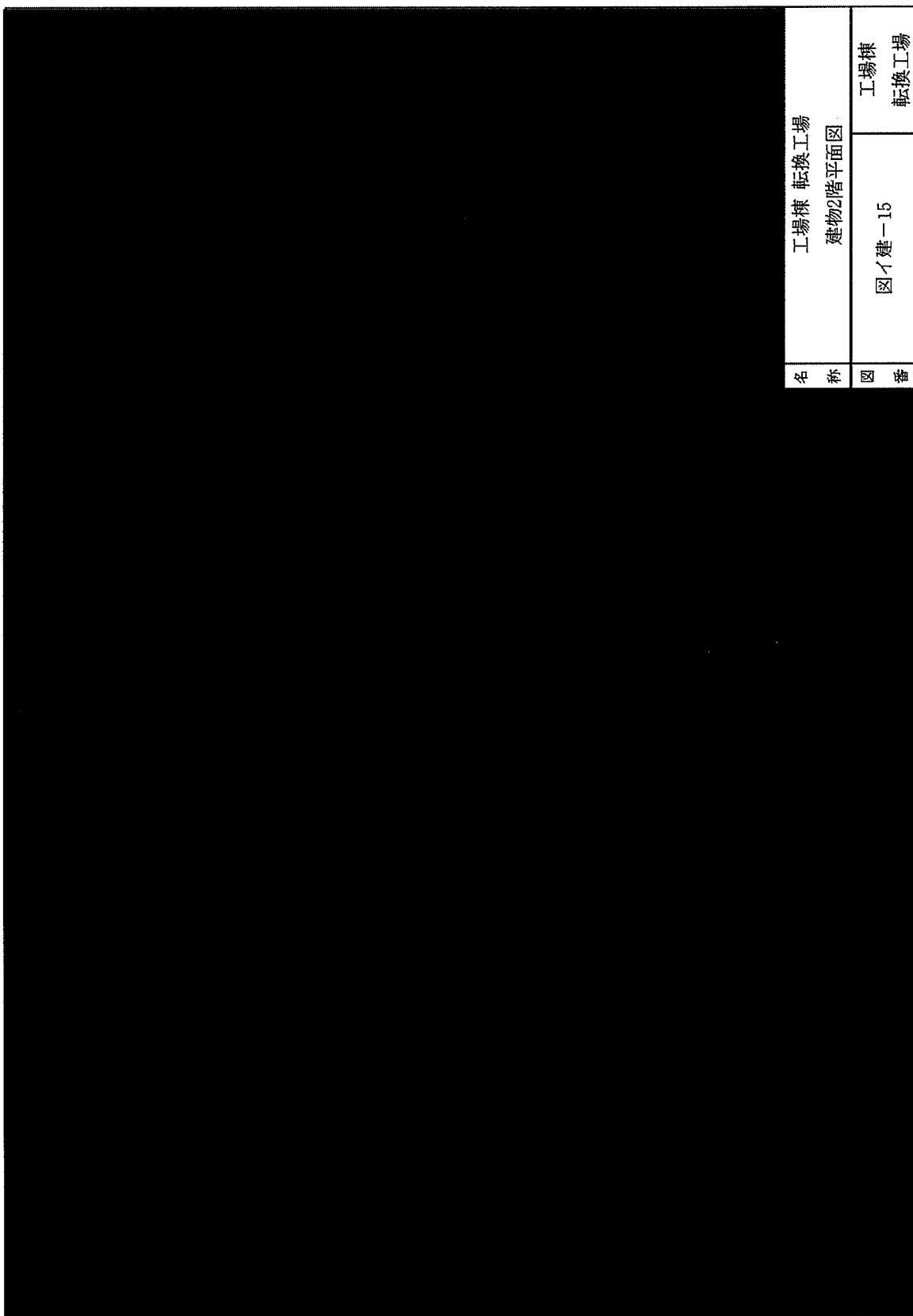
添付資料-2(34/89)



名 称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 建具表	
圖 番	図 イ 建 -12	—

名	工場棟、放射線管理棟、付属建物
称	シャッタ構造及びガラリ固縛概要図
図番	図イ建-13

名 称	工場棟 転換工場 建物1階平面図	
図 番	図1建-14	工場棟 転換工場

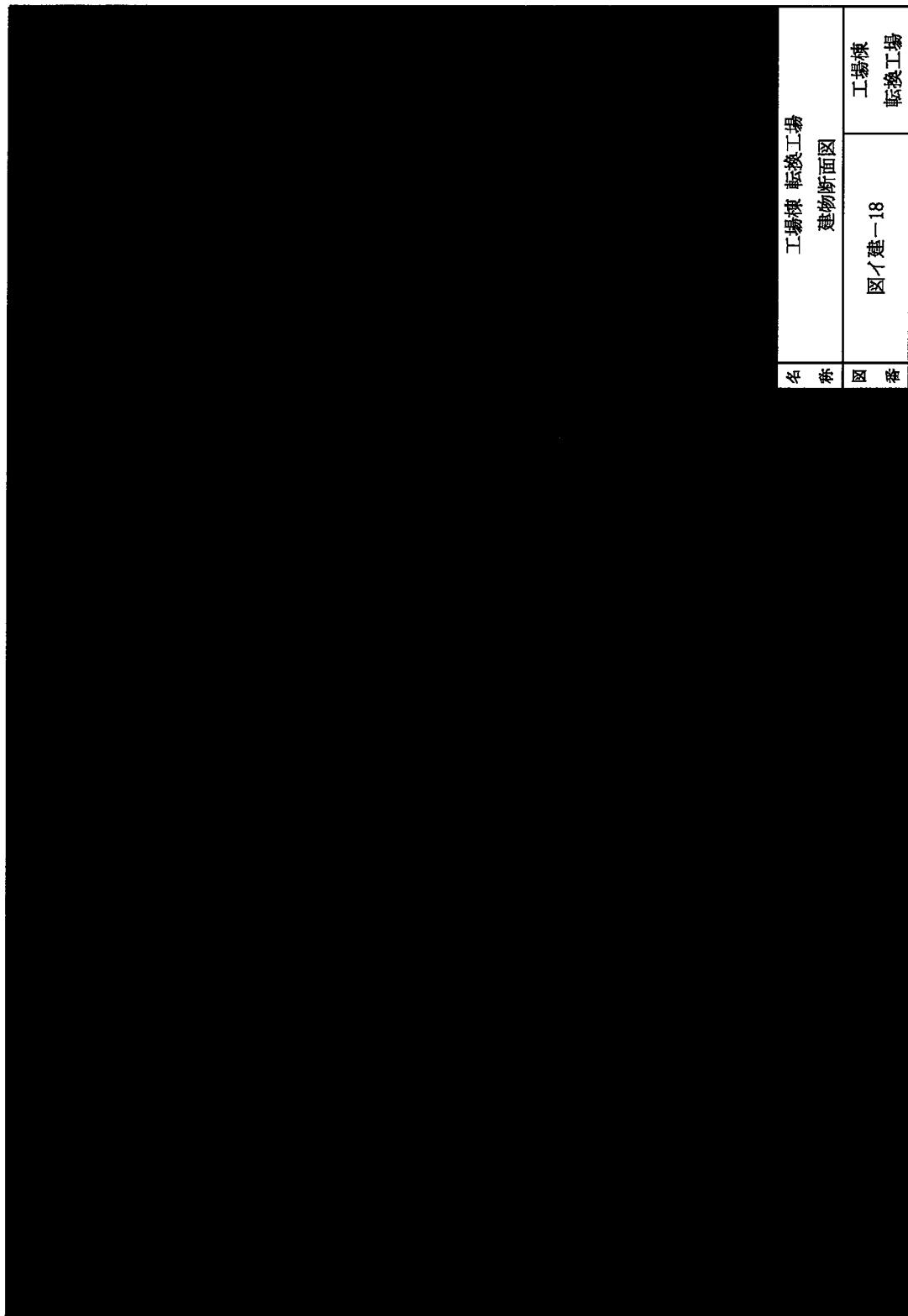


名 称	工場棟 転換工場 建物3階平面図	
図 番	図1建-16	工場棟 転換工場

添付資料-2(40/89)

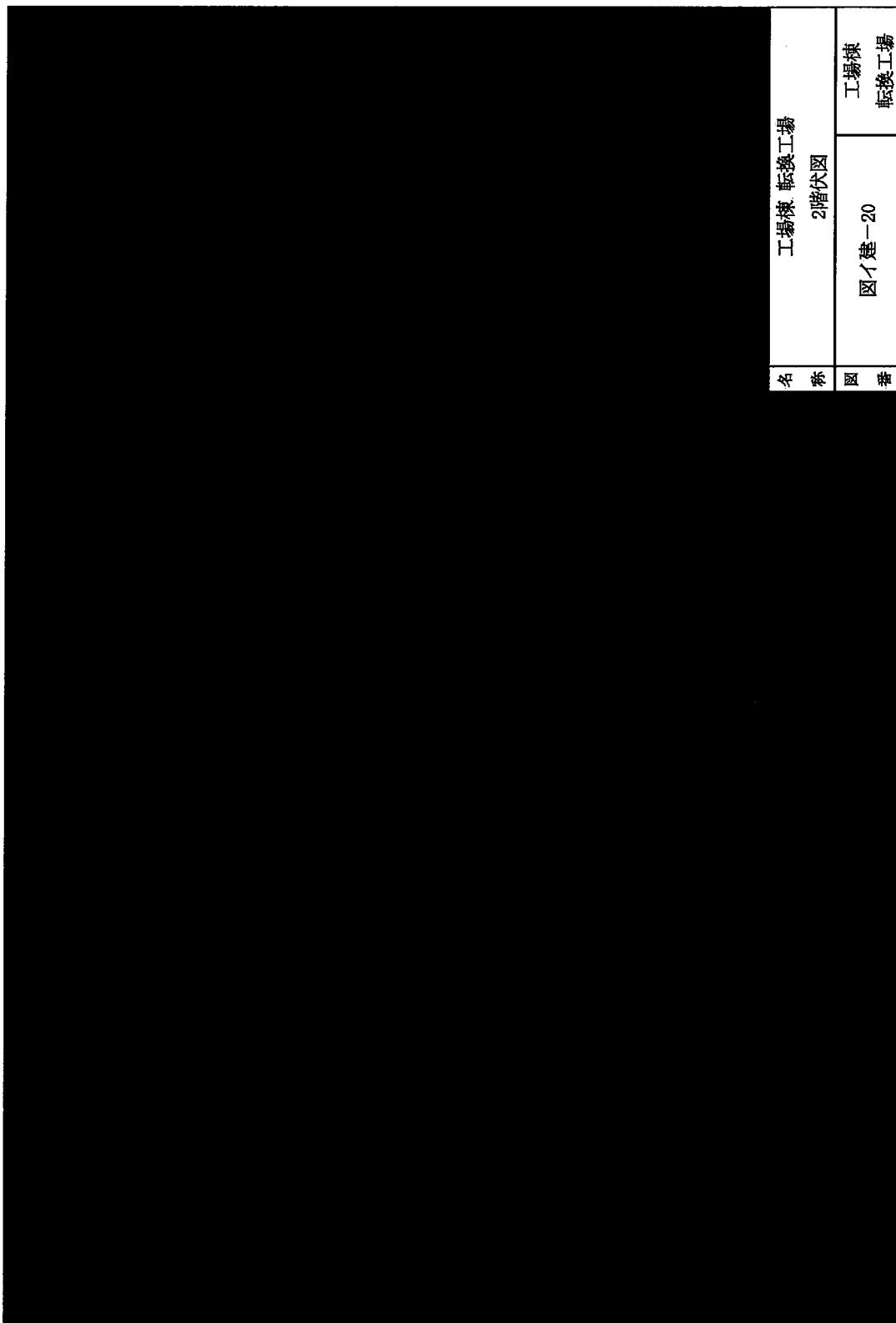
名 称	工場棟 転換工場 建物立面図	工場棟 転換工場
図 番	図々建-17	

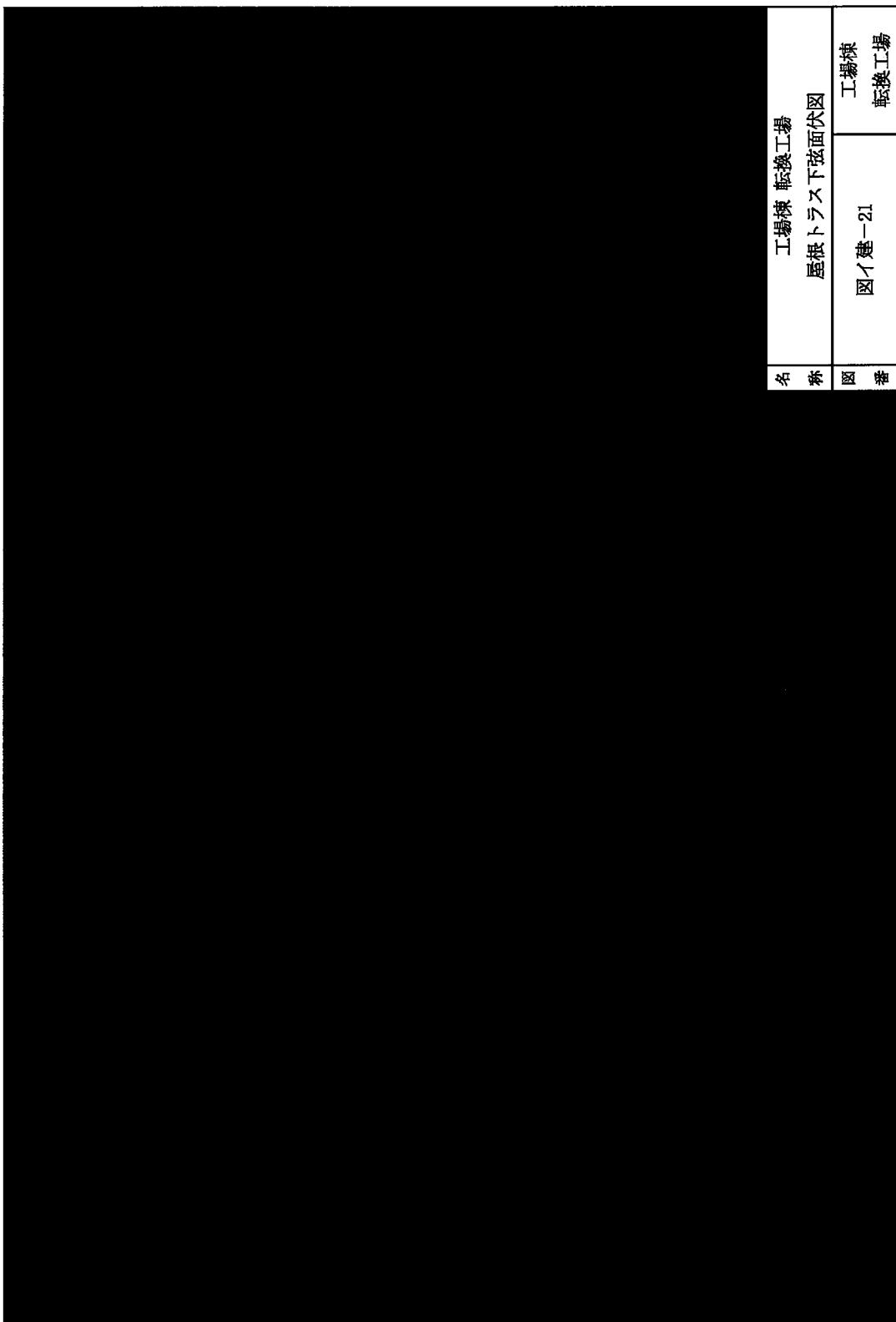
添付資料-2(41/89)



添付資料-2(42/89)

名 称	工場棟 転換工場 杭及び基礎伏図	工場棟 転換工場
図 番	図 イ 建 -19	





添付資料-2(45/89)

名 称	工場棟 転換工場 3階伏図	
図 番	図 建-22	工場棟 転換工場

名 称	工場棟 転換工場 屋根伏図	
図 番	図1建-23	工場棟 転換工場

名 称	工場棟 転換工場 排氣塔屋根伏図	工場棟 転換工場
図 番	図 建-24	

添付資料-2(48/89)

名 称	工場棟 転換工場 L'通り軸組図	
圖 番	図1建-25	工場棟 転換工場

添付資料-2(49/89)

名 称	工場棟 転換工場 M通り 軸組図	
図 番	図ナ建-26	工場棟 転換工場

添付資料-2(50/89)

名 称	工場棟 転換工場 N通り軸組図	工場棟 転換工場
図 番	図 建-27	

名 称	工場棟 転換工場 0通り軸組図	工場棟 転換工場
図 番	図1建-28	

名 称	工場棟 転換工場 P通り軸組図
図 番	図 建-29 工場棟 転換工場

名 称	工場棟 転換工場 Q通り軸組図	工場棟 転換工場
図 番	図イ建-30	

添付資料-2(54/89)

名 称	工場棟 転換工場 R'、S'、L'通り軸組図	
図 番	図イ建-31	工場棟 転換工場

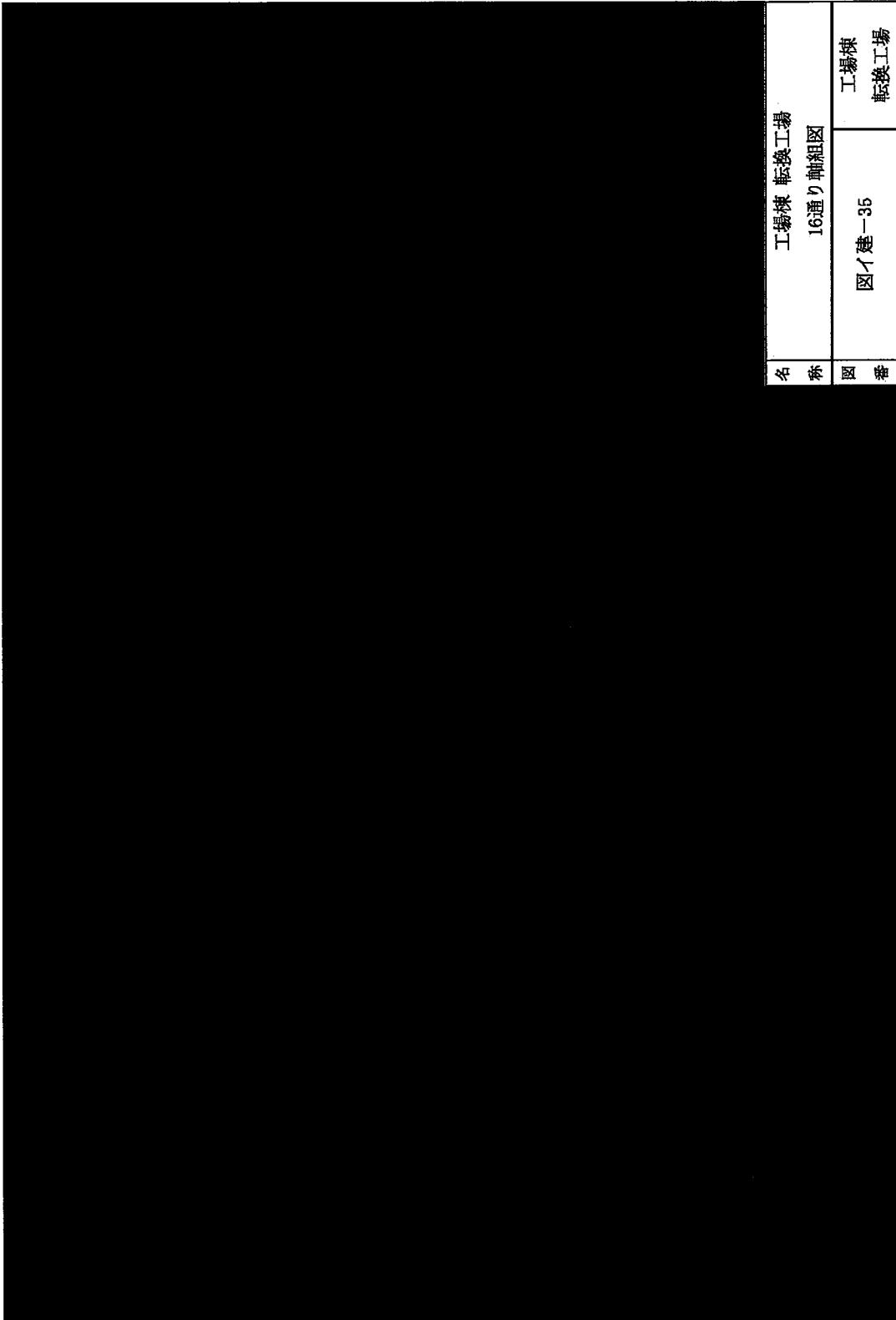
名 称	工場棟 転換工場 13通り軸組図	工場棟 転換工場
図 番	図 建-32	

添付資料-2(56/89)

名 称	工場棟 転換工場 14通り軸組図	工場棟 転換工場
圖 番	図1建-33	

名 称	工場棟 転換工場 16通り軸組図	工場棟 転換工場
圖 番	図 建-34	

添付資料-2(58/89)



名 称	工場棟 転換工場 17通り軸組図	工場棟 転換工場
図 番	図イ建-36	

添付資料-2(60/89)

名 称	工場棟 車換工場 18通り軸組図	
図 番	図イ建-37	工場棟 車換工場

名 称	工場棟 転換工場 19、20通り軸組図	
図 番	図1建-38	工場棟 転換工場

添付資料-2(62/89)

名 称	工場棟 転換工場 21、22通り軸組図
図 番	図イ建-39

名 称	工場棟 転換工場 23、23'通り軸組図	工場棟 転換工場
図 番	図イ建-40	

名 称	工場棟 転換工場 24、26通り軸組図
図 番	図イ建-41 工場棟 転換工場

添付資料-2(65/89)

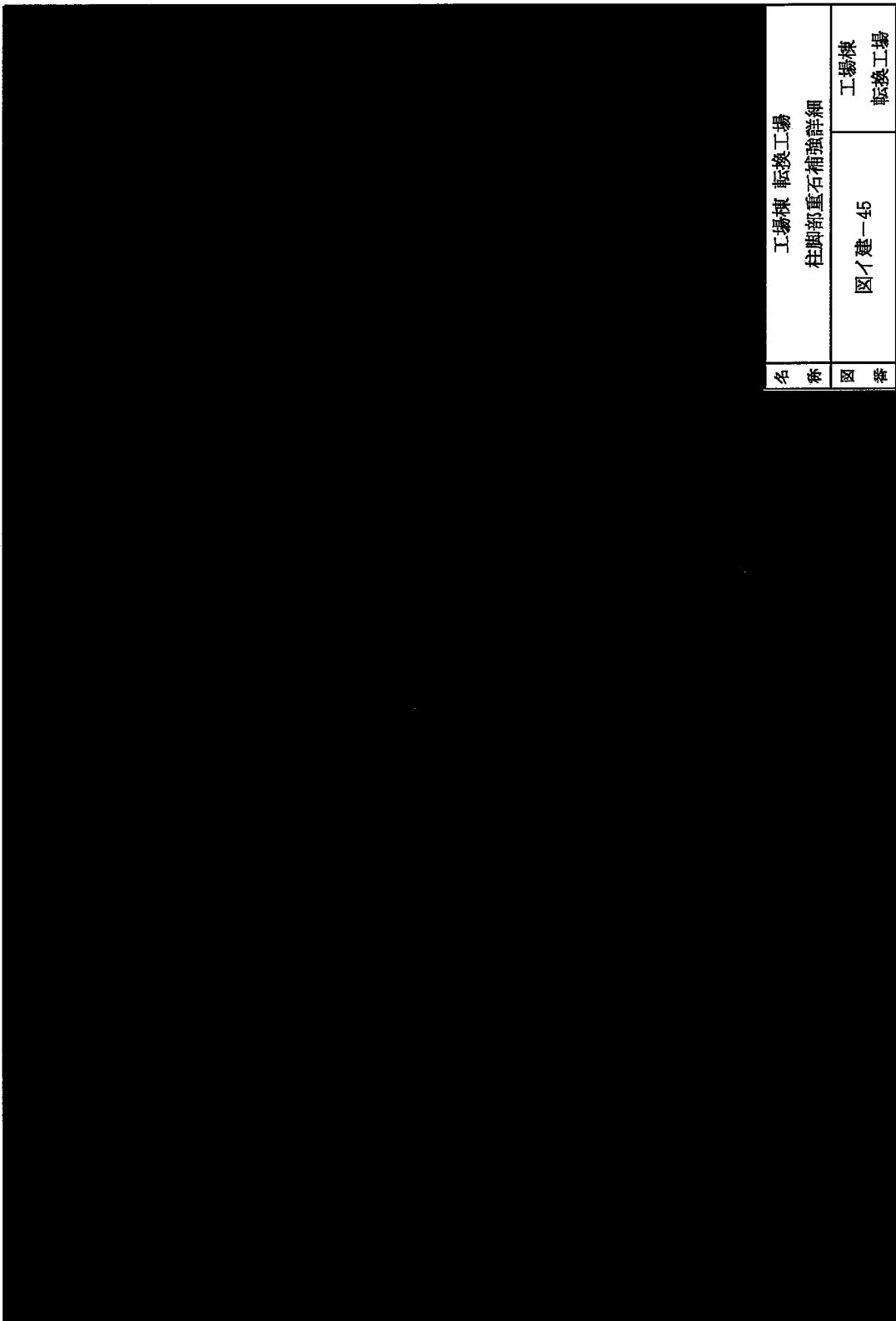
名 称	工場棟 転換工場 24、26通りサイディング補強下地材軸組図
図 番	図介建-42 工場棟 転換工場

名 称	工場棟 転換工場 Q通りサイディング補強下地材軸組図
図 番	図イ建-43 工場棟 転換工場

添付資料-2(67/89)

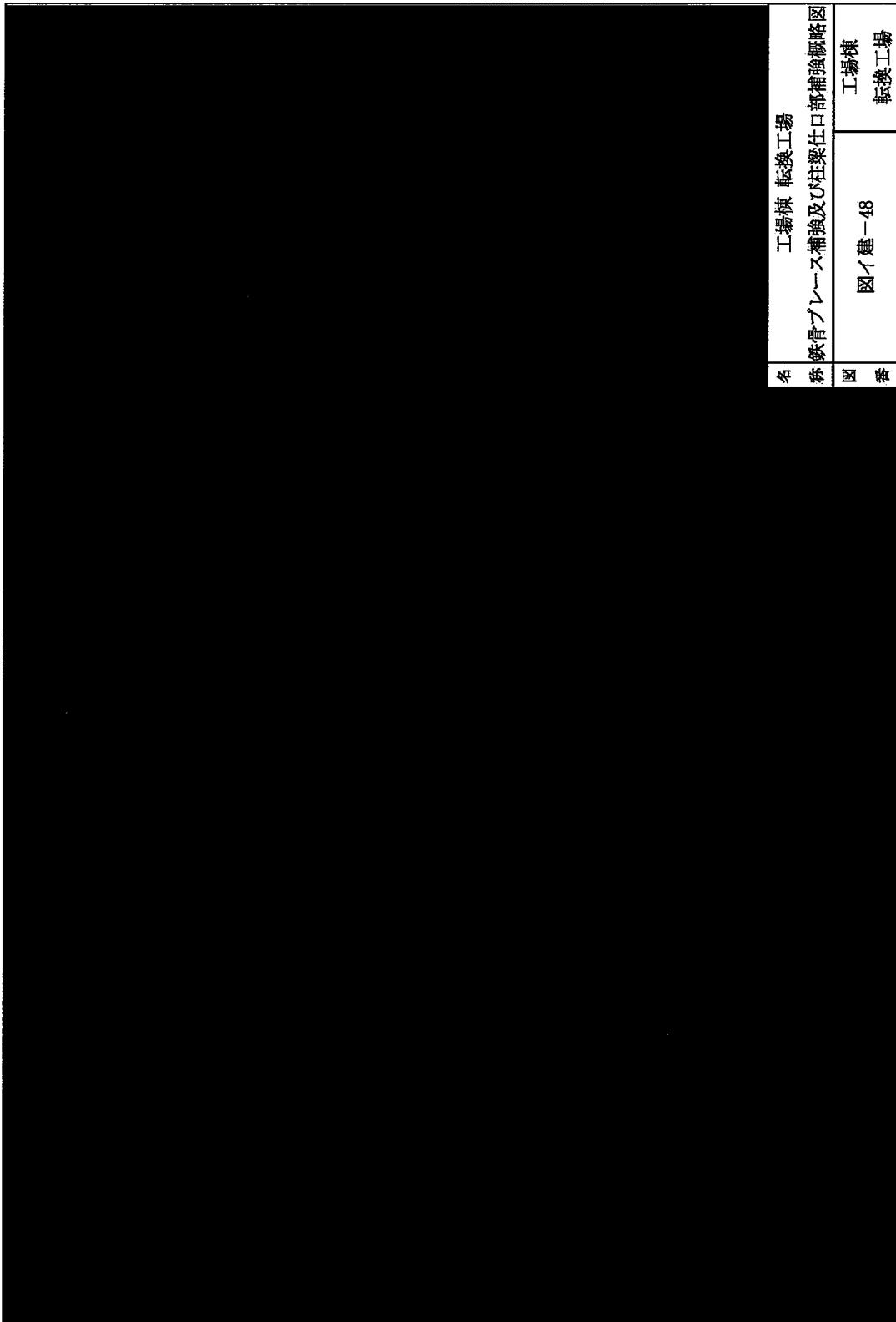
名 称	工場棟 転換工場
圖 番	L'通りサイディング補強下地材軸組図
	工場棟 転換工場

添付資料-2(68/89)



名 称	工場棟 転換工場 鋼板補強、外壁サイディング補強及び外壁更新概略図	
図 番	図イ建-46	工場棟 転換工場

名 称	工場棟 転換工場 屋根面鉄骨補強及び折板補強概略図
図 番	図1建-47



添付資料-2(72/89)

名 称	工場棟 転換工場 緊急対策設備 (1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路(1/3)
図 番	図リ建-1

添付資料-2(73/89)

名 称	工場棟 転換工場 緊急対策設備 (1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路 (2/3)	
図 番	図リ建-2	工場棟 転換工場

添付資料-2(74/89)

名 称	工場棟 転換工場 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路(3/3)
図 番	図リ建-3 工場棟 転換工場

名 称	工場棟 転換工場 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)(1/3)
図 番	図ノ建-12 工場棟 転換工場

名 称	工場棟 転換工場 非常用通報設備 非常ベル装置、放送装置、通信連絡設備(電話設備) (2/3)	
圖 番	図 建-13	工場棟 転換工場

添付資料-2(77/89)

名 称	工場棟 転換工場 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)(3/3)	
図 番	図リ建-14	工場棟 転換工場

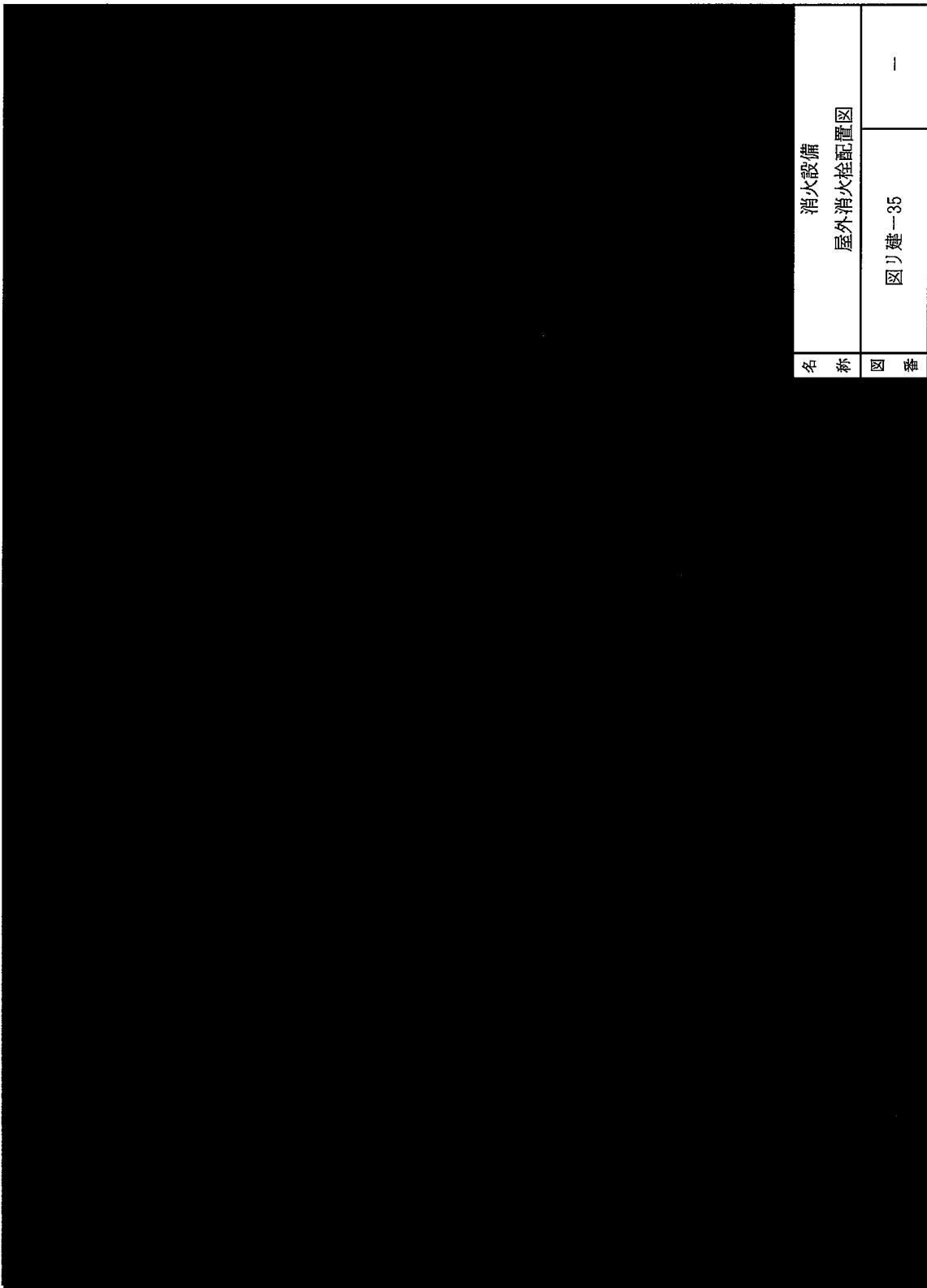
添付資料-2(78/89)

名 称	工場棟 転換工場 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備(1/3)	
図 番	図リ 建-23	工場棟 転換工場

名 称	工場棟 転換工場 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備(2/3)	
図 番	図リ建-24	工場棟 転換工場

添付資料-2(80/89)

名 称	工場棟 転換工場 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備(3/3)	
図 番	図リ建-25	工場棟 転換工場



名 称	工場棟 転換工場 消火設備 消火器(1/3)	工場棟 転換工場
図 番	図引建-36	

添付資料-2(83/89)

名 称	工場棟 転換工場 消火設備 消火器(2/3)	
圖 番	図リ建-37	工場棟 転換工場

添付資料-2(84/89)

名 称	工場棟 転換工場 消火設備 消火器(3/3)	工場棟 転換工場
図 番	図リ建-38	

添付資料-2(85/89)

名 称	工場棟 転換工場 緊急対策設備 (3) 堰 (内部溢水止水用) (1/3)	
図 番	図リ建-50	工場棟 転換工場

添付資料-2(87/89)

名 称	工場棟 転換工場 緊急対策設備(3) 堰 (内部溢水止水用) (2/3)	
図 番	図ノ建-51	工場棟 転換工場

添付資料-2 (86/89)

名 称	工場棟 転換工場 緊急対策設備(3) 堰 (内部溢水止水用) (3/3)	
図 番	図リ建-52	工場棟 転換工場

名 称	緊急対策設備 (3) 堰(一部脱着式)脱着部詳細図
図 番	図リ建-59

添付資料-2(89/89)

名 称	非常用制・警報灯(給換工場、第2燃料貯蔵庫、検査室・分析室) 非常用ディーゼル発電機負荷系統図	
図 番	図リ電建-1	工場棟 転換工場他

三 菱 原 子 燃 料 株 式 会 社
使 用 前 檢 查 成 績 書
(その 4-3)

[化学処理施設]

[その他の加工施設]

原子力規制委員会

使　用　前　検　査　成　績　書			
申請者及び事業所名	三菱原子燃料株式会社		
検　查　範　囲	化学処理施設 工場棟転換工場 その他の加工施設（工場棟転換工場） 非常用設備 緊急対策設備(1) 非常用照明 誘導灯 安全避難通路 緊急対策設備(3) 堰（内部溢水止水用（固定式）） 堰（内部溢水止水用（一部脱着式）） 非常用通報設備 非常ベル設備 放送設備 通信連絡設備（電話設備） 自動火災通知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 消火設備 屋外消火栓 消火器		
検　查　場　所	三菱原子燃料株式会社 茨城県那珂郡東海村大字舟石川622番地1		
申請年月日及び 申請番号	平成30年7月4日、三原燃第18-0394号		
検　查　項　目	検　查　年　月　日	結　果	摘要
別紙-2のとおり	別紙-1のとおり	別紙-2のとおり	別紙-2のとおり
原　子　力　検　査　官	別紙-1のとおり		
検　查　立　会　責　任　者 (役職名)	別紙-1のとおり		
備　考			

別紙-1

検査年月日	原子力検査官	検査立会責任者 (役職名)	特記事項
年　月　日			
年　月　日			
年　月　日			
年　月　日			

別紙-2 (1/2)

化学処理施設（工場棟転換工場）			
検査項目	検査年月日	結果	摘要
材料検査	年月日		別紙-3、4 のとおり
寸法検査	年月日		別紙-5、6 のとおり
配置検査	年月日		別紙-7、8 のとおり
据付検査	年月日		別紙-9、10 のとおり
外観検査	年月日		別紙-11、12 のとおり
設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認の検査	年月日		別紙-29、30 のとおり

その他の加工施設（工場棟転換工場） （非常用照明、誘導灯、安全避難通路、堰（内部溢水止水用（固定式））、堰（内部溢水止水用（一部脱着式））、非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備（電話設備）、火災感知設備及びそれに連動する警報設備、屋外消火栓、消火器）			
検査項目	検査年月日	結果	摘要
材料検査	年月日		別紙-13、14 のとおり
寸法検査	年月日		別紙-15、16 のとおり
員数検査	年月日		別紙-17、18 のとおり
配置検査	年月日		別紙-19、20 のとおり
系統検査	年月日		別紙-21、22 のとおり
据付検査	年月日		別紙-23、24 のとおり
外観検査	年月日		別紙-25、26 のとおり
作動検査	年月日		別紙-27、28 のとおり
設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認の検査	年月日		別紙-29、30 のとおり

検査前確認事項

検査年月日 年 月 日
 検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査項目：材料検査

検査範囲 及び対象機器	<p>化学処理施設 工場棟転換工場</p> <p><input type="checkbox"/>1-a. 柱脚部重石補強 <input type="checkbox"/>1-b. 鉄骨プレース新設 <input type="checkbox"/>1-c. 鉄骨プレース交換補強 <input type="checkbox"/>1-d. 屋根面鉄骨補強 <input type="checkbox"/>1-e. 柱梁仕口部補強 (1/4:接合部補強) <input type="checkbox"/>1-f. 柱梁仕口部補強 (2/4:梁上スタッドボルト増設補強) <input type="checkbox"/>1-g. 柱梁仕口部補強 (3/4:梁上あと施工アンカー増設補強) <input type="checkbox"/>1-h. 柱梁仕口部補強 (4/4:柱ウェーブプレート補強) <input type="checkbox"/>1-i. 耐火壁追設 <input type="checkbox"/>1-j. エキスパンションジョイント改造 <input type="checkbox"/>1-k. 外壁サイディング補強 <input type="checkbox"/>1-l. 鉄扉補強 <input type="checkbox"/>1-m. 鉄扉及びシャッタ交換 <input type="checkbox"/>1-n. 鋼板補強 <input type="checkbox"/>1-o. 鋼板新設 <input type="checkbox"/>1-p. 外壁更新 <input type="checkbox"/>1-q. 折板追設補強 <input type="checkbox"/>1-r. 折板張替え補強 検査対象 (□内にレ点を入れる) </p>	
確認事項	結果	確認方法
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録
備考：		

材 料 檢 査 記 錄

検査年月日 年 月 日
検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	化学処理施設 工場棟転換工場		
判 定 基 準	結 果	検査方法	
【1-a. 柱脚部重石補強】 ①鉄筋は SD295A が使用され、アンカーには SD295A 又は SD345 が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が 295N/mm ² 以上 (SD295A) 又は 345N/mm ² 以上 (SD345) であること。 ②塗料が樹脂系塗料かつ国土交通大臣の認定を受けた難燃材料であること。 ③コンクリートの強度が 21.0N/mm ² 以上であること。			
【1-b. 鉄骨ブレース新設】 鉄骨は [REDACTED] [REDACTED] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が 245N/mm ² 以上 [REDACTED] であること。			
【1-c. 鉄骨ブレース交換補強】 鉄骨は [REDACTED] [REDACTED] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が 245N/mm ² 以上 [REDACTED] であること。			
【1-d. 屋根面鉄骨補強】 鉄骨は [REDACTED] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が 245N/mm ² 以上であること。			
備 考 :	本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-3 2に示す。		

材 料 檢 查 記 錄

検査年月日 年 月
検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	化学処理施設 工場棟転換工場		
判 定 基 準	結 果	検査方法	
【1-e. 柱梁仕口部補強 (1/4:接合部補強)】 鋼板は [REDACTED] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が $245N/mm^2$ 以上 ($t16\text{ mm}$ 以下) 又は $235N/mm^2$ 以上 ($t16\text{ mm}$ を超え $t40\text{ mm}$ 以下) であること。			
【1-e. 柱梁仕口部補強 (2/4:梁上スタッドボルト増設補強)】 スタッドボルトは JIS B1198 の化学成分を満足する材料が使用され、強度（降伏点又は耐力）が $235N/mm^2$ 以上であること。			
【1-e. 柱梁仕口部補強 (3/4:梁上あと施工アンカー増設補強)】 ①アンカーは SD295A が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が $295N/mm^2$ 以上であること。 ②鋼板は [REDACTED] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が $245N/mm^2$ 以上 ($t16\text{ mm}$ 以下) 又は $235N/mm^2$ 以上 ($t16\text{ mm}$ を超え $t40\text{ mm}$ 以下) であること。			
【1-e. 柱梁仕口部補強 (4/4:柱ウェーブプレート補強)】 鋼板 [REDACTED] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が $245N/mm^2$ 以上 ($t16\text{ mm}$ 以下) 又は $235N/mm^2$ ($t16\text{ mm}$ を超え $t40\text{ mm}$ 以下) であること。			
備 考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-3 2に示す。			

材 料 檢 査 記 錄

検査年月日 年 月 日
 検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	化学処理施設 工場棟転換工場		
判 定 基 準	結 果	検査方法	
【1-g. 耐火壁追設】 ①鋼板は [REDACTED] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が 245N/mm ² 以上であること。 ②下地材は [REDACTED] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が 205N/mm ² 以上 [REDACTED] [REDACTED] 又は 245N/mm ² 以上 ([REDACTED]) であること。 ③耐火壁は [REDACTED] が使用されており、不燃性材料であること。 ④鉄扉は [REDACTED] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が 245N/mm ² 以上であること。 ⑤耐火シールの材質が国土交通大臣の認定を受けた耐火シールが施工されていること。			
【1-h. エキスパンションジョイント改造】 追設カバーは [REDACTED] が使用され、止水シートは [REDACTED] [REDACTED] が使用されていること。			
【1-i. 外壁サイディング補強】 ①サイディングは [REDACTED] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が 205N/mm ² 以上であること。 ②外壁下地材は [REDACTED] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が 245N/mm ² 以上であること。			
【1-j. 鉄扉補強】 鉄扉補強材及び鋼板は [REDACTED] が使用されており、鉄扉補強材の強度（降伏点又は耐力）が 245N/mm ² 以上であること。			
備 考 :	本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-3 2に示す。		

材 料 檢 查 記 錄

検査年月日 年 月 日
検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	化学処理施設 工場棟転換工場		
判 定 基 準	結 果	検査方法	
【1-k. 鉄扉及びシャッタ交換】 ①鉄扉鋼板は [REDACTED] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が 245N/mm ² 以上であること。 ②シャッタレール部は [REDACTED] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が 245N/mm ² 以上、シャッタスラット部は [REDACTED] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が 235N/mm ² 以上であること。			
【1-l. 鋼板補強】 ①鋼板は [REDACTED] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が 245N/mm ² 以上であること。 ②下地材は [REDACTED] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が 245N/mm ² 以上であること。 ③断熱材には [REDACTED] が使用されていること。			
【1-m. 鋼板新設】 鋼板は [REDACTED] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が 245N/mm ² 以上であること。			
【1-n. 外壁更新】 ①サイディングは [REDACTED] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が 205N/mm ² 以上であること。 ②外壁下地材は [REDACTED] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が 245N/mm ² 以上であること。			
【1-o. 折板追設補強】 折板は [REDACTED] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が 205N/mm ² 以上であること。			
【1-p. 折板張替え補強】 折板は [REDACTED] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が 205N/mm ² 以上であること。			
備 考 :	本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-3に示す。		

検査前確認事項

検査年月日	年	月	日
検査場所	三菱原子燃料株式会社		

検査項目：寸法検査

検査範囲 及び対象機器	化学処理施設 工場棟転換工場	
	<input type="checkbox"/> 1-a. 柱脚部重石補強 <input type="checkbox"/> 1-b. 鉄骨ブレース新設 <input type="checkbox"/> 1-c. 鉄骨ブレース交換補強 <input type="checkbox"/> 1-d. 屋根面鉄骨補強 <input type="checkbox"/> 1-e. 柱梁仕口部補強 (1/4:接合部補強) <input type="checkbox"/> 1-f. 柱梁仕口部補強 (2/4:梁上スタッドボルト増設補強) <input type="checkbox"/> 1-g. 柱梁仕口部補強 (3/4:梁上あと施工アンカー増設補強) <input type="checkbox"/> 1-h. 柱梁仕口部補強 (4/4:柱ウエーブプレート補強) <input type="checkbox"/> 1-i. 耐火壁追設 <input type="checkbox"/> 1-j. エキスパンションジョイント改造 <input type="checkbox"/> 1-k. 外壁サイディング補強 <input type="checkbox"/> 1-l. 鉄扉補強 <input type="checkbox"/> 1-m. 鉄扉及びシャッタ交換 <input type="checkbox"/> 1-n. 鋼板補強 <input type="checkbox"/> 1-o. 鋼板新設 <input type="checkbox"/> 1-p. 外壁更新 <input type="checkbox"/> 1-q. 折板追設補強 <input type="checkbox"/> 1-r. 折板張替え補強 検査対象 (□内にレ点を入れる)	
確認事項	結果	確認方法
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録
検査に使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。		記録
備考：	本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－3 2に示す。	

寸法検査記録

検査年月日 年 月 日
 検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	化学処理施設 工場棟転換工場		
判定基準	結果	検査方法	
【1-a. 柱脚部重石補強】 ①鉄筋の径寸法が [] (JIS G3112) 及びアンカーの径寸法が [] (JIS G3112) 又は [] (JIS G3112) であること。 ②重石の体積が設工認申請書に記載されている値以上であること。			
【1-b. 鉄骨ブレース新設】 鉄骨の断面寸法が設工認申請書のとおりであること。			
【1-c. 鉄骨ブレース交換補強】 鉄骨の断面寸法が設工認申請書のとおりであること。			
【1-d. 屋根面鉄骨補強】 鉄骨の断面寸法が設工認申請書のとおりであること。			
【1-e. 柱梁仕口部補強 (1/4:接合部補強)】 鋼板の厚み寸法が [] (JIS G3193 (申請者管理値)) であること。			
【1-e. 柱梁仕口部補強 (2/4:梁上スタッドボルト増設補強)】 スタッドボルトの径寸法が [] (JIS B1198) であること。			
【1-e. 柱梁仕口部補強 (3/4:梁上あと施工アンカー増設補強)】 ①アンカーの径寸法が [] (JIS G3112) であること。 ②鋼板の厚み寸法が [] (JIS G3193 (申請者管理値)) であること。			
【1-e. 柱梁仕口部補強 (4/4:柱ウェーブプレート補強)】 鋼板の厚み寸法が [] (JIS G3193 (申請者管理値)) であること。			
備考: 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-32に示す。			

寸法検査記録

検査年月日 年 月 日
 検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	化学処理施設 工場棟転換工場	判定基準	結果	検査方法
		【1-g. 耐火壁追設】 ①鋼板の厚み寸法が [REDACTED] (JIS G3193 (申請者管理値)) であること。 ②下地材の断面寸法が [REDACTED] (JIS A6517) 又は [REDACTED] (JIS G3466) であること。 ③石膏ボードの厚み寸法が [REDACTED] (JIS A6901 (申請者管理値)) であること。 ④鉄扉の厚み寸法が [REDACTED] (JIS G3193 (申請者管理値)) であること。		
		【1-h. エキスパンションジョイント改造】 追設カバーの厚み寸法が [REDACTED] (JIS G4305 (申請者管理値)) 及び止水シートの厚み寸法が [REDACTED] (EV-200 (申請者管理値)) であること。		
		【1-i. 外壁サイディング補強】 ①サイディングの厚み寸法が [REDACTED] (JIS G3322) であること。 ②外壁下地材の断面寸法が [REDACTED] (JIS G3350 (申請者管理値)) であること。		
		【1-j. 鉄扉補強】 ①鉄扉補強材の断面寸法が [REDACTED] (JIS G3192) 、 [REDACTED] (JIS G3192) 又は角棒 [REDACTED] (申請者管理値 (JIS G3191 準用)) であること。 ②鋼板の寸法は以下のとおりであること。 • [REDACTED] (申請者管理値) • [REDACTED] (申請者管理値) • [REDACTED] (申請者管理値) • [REDACTED] (申請者管理値) • [REDACTED] (申請者管理値)		
		【1-k. 鉄扉及びシャッタ交換】 ①鉄扉の外形寸法が設工認申請書に記載されている寸法に対し、幅(W)及び高さ(H)については JIS A4702 に定める許容差(申請者管理値)、鉄扉鋼板の厚さ(t)については JIS G3193 に定める許容差(申請者管理値)のとおりであること。 ②シャッタの外形寸法が設工認申請書に記載されている寸法に対し、幅(W)及び高さ(H)については JIS A4705 に定める許容差(申請者管理値)、シャッタスラット部の厚み寸法及びシャッタレール部の断面寸法については JIS G3193 に定める許容差(申請者管理値)のとおりであること。		
備考:	本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-32に示す。			

寸法検査記録

検査年月日 年 月 日
 検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	化学処理施設 工場棟転換工場		
判定基準	結果	検査方法	
【1-1. 鋼板補強】 ①鋼板の厚み寸法が [REDACTED] (JIS G3193 (申請者管理値)) であること。 ②下地材の断面寸法が [REDACTED] (JIS G3466) であること。 ③断熱材の厚み寸法が [REDACTED] (JIS A9521 (申請者管理値)) であること。			
【1-m. 鋼板新設】 鋼板の厚み寸法が [REDACTED] (JIS G3193 (申請者管理値)) であること。			
【1-n. 外壁更新】 ①サイディングの厚み寸法が [REDACTED] (JIS G3322) であること。 ②耐火被覆材の厚み寸法が [REDACTED] であること。 ③外壁下地材の断面寸法が [REDACTED] (JIS G3350 (申請者管理値)) であること。			
【1-o. 折板追設補強】 折板の厚み寸法が [REDACTED] (JIS G3322) であること。			
【1-p. 折板張替え補強】 折板の厚み寸法が [REDACTED] (JIS G3322) であること。			
備考: 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-32に示す。			

検査前確認事項

検査年月日 年 月 日
 検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査項目：配置検査

検査範囲 及び対象機器	化学処理施設 工場棟転換工場		
	<input type="checkbox"/> 1-g. 耐火壁追設 <input type="checkbox"/> 1-h. エキスパンションジョイント改造 <input type="checkbox"/> 1-i. 外壁サイディング補強 <input type="checkbox"/> 1-n. 外壁更新	検査対象（□内にレ点を入れる）	
確認事項	結果	確認方法	
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
備考：			

配 置 檢 査 記 錄

検査年月日 年 月 日
 検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	化学処理施設 工場棟転換工場		
判 定 基 準	結 果	検査方法	
【1-g. 耐火壁追設】 ①鋼板及び [REDACTED] の配置が設工認申請書のとおりであること。 ②貫通部の配置が設工認申請書のとおりであること。			
【1-h. エキスパンションジョイント改造】 エキスパンションジョイントの配置が設工認申請書のとおりであること。			
【1-i. 外壁サイディング補強】 サイディングの配置が設工認申請書のとおりであること。			
【1-n. 外壁更新】 サイディングの配置が設工認申請書のとおりであること。			
備 考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-32に示す。			

検査前確認事項

検査年月日	年	月	日
検査場所	三菱原子燃料株式会社		

検査項目：据付検査

検査範囲 及び対象機器	化学処理施設 工場棟転換工場
	<input type="checkbox"/> 1-b. 鉄骨ブレース新設
	<input type="checkbox"/> 1-c. 鉄骨ブレース交換補強
	<input type="checkbox"/> 1-d. 屋根面鉄骨補強
	<input type="checkbox"/> 1-e. 柱梁仕口部補強 (1/4:接合部補強)
	<input type="checkbox"/> 1-e. 柱梁仕口部補強 (2/4:梁上スタッドボルト増設補強)
	<input type="checkbox"/> 1-e. 柱梁仕口部補強 (3/4:梁上あと施工アンカー増設補強)
	<input type="checkbox"/> 1-e. 柱梁仕口部補強 (4/4:柱ウエーブプレート補強)
	<input type="checkbox"/> 1-f. 柱脚部溶接補強
	<input type="checkbox"/> 1-g. 耐火壁追設
	<input type="checkbox"/> 1-j. 鉄扉補強
	<input type="checkbox"/> 1-k. 鉄扉及びシャッタ交換
	<input type="checkbox"/> 1-l. 鋼板補強
	<input type="checkbox"/> 1-m. 鋼板新設
	<input type="checkbox"/> 1-n. 外壁更新
	<input type="checkbox"/> 1-o. 折板追設補強
	<input type="checkbox"/> 1-p. 折板張替え補強

検査対象（□内にレ点を入れる）

確認事項	結果	確認方法
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録

備考：

据付検査記録

検査年月日 年 月 日
 検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	化学処理施設 工場棟転換工場		
判定基準	結果	検査方法	
【1-b. 鉄骨ブレース新設】 鉄骨の設置位置が設工認申請書のとおりであること。			
【1-c. 鉄骨ブレース交換補強】 鉄骨の設置位置が設工認申請書のとおりであること。			
【1-d. 屋根面鉄骨補強】 鉄骨の設置位置が設工認申請書のとおりであること。			
【1-e. 柱梁仕口部補強（1/4:接合部補強）】 鋼板の溶接位置が設工認申請書のとおりであること。			
【1-e. 柱梁仕口部補強（2/4:梁上スタッドボルト増設補強）】 スタッドボルトの設置位置が設工認申請書のとおりであること。			
【1-e. 柱梁仕口部補強（3/4:梁上あと施工アンカー増設補強）】 鋼板の設置位置が設工認申請書のとおりであること。			
【1-e. 柱梁仕口部補強（4/4:柱ウェーブプレート補強）】 鋼板の溶接位置が設工認申請書のとおりであること。			
【1-f. 柱脚部溶接補強】 溶接位置が設工認申請書のとおりであること。			
備考：	本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-32に示す。		

据付検査記録

検査年月日	年	月	日
検査場所	三菱原子燃料株式会社		

検査範囲 及び対象機器	化学処理施設 工場棟転換工場		
判定基準	結果	検査方法	
【1-g. 耐火壁追設】 鉄扉の設置位置が設工認申請書のとおりであること。			
【1-j. 鉄扉補強】 鉄扉補強材及び鋼板の設置位置が設工認申請書のとおりであること。			
【1-k. 鉄扉及びシャッタ交換】 ①鉄扉の設置位置が設工認申請書のとおりであること。 ②シャッタの設置位置が設工認申請書のとおりであること。			
【1-l. 鋼板補強】 鋼板の設置位置が設工認申請書のとおりであること。			
【1-m. 鋼板新設】 鋼板の設置位置が設工認申請書のとおりであること。			
【1-n. 外壁更新】 サイディングに耐火被覆材が設工認申請書のとおり施工されていること。			
【1-o. 折板追設補強】 折板の設置位置が設工認申請書のとおりであること。			
【1-p. 折板張替え補強】 折板の設置位置が設工認申請書のとおりであること。			
備考: 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-32に示す。			

検査前確認事項

検査年月日 年 月 日
 検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査項目：外観検査

検査範囲 及び対象機器	化学処理施設 工場棟転換工場	
	<input type="checkbox"/> 1-a. 柱脚部重石補強 <input type="checkbox"/> 1-b. 鉄骨プレース新設 <input type="checkbox"/> 1-c. 鉄骨プレース交換補強 <input type="checkbox"/> 1-d. 屋根面鉄骨補強 <input type="checkbox"/> 1-e. 柱梁仕口部補強 (1/4:接合部補強) <input type="checkbox"/> 1-f. 柱梁仕口部補強 (2/4:梁上スタッドボルト増設補強) <input type="checkbox"/> 1-g. 柱梁仕口部補強 (3/4:梁上あと施工アンカー増設補強) <input type="checkbox"/> 1-h. 柱梁仕口部補強 (4/4:柱ウエーブプレート補強) <input type="checkbox"/> 1-i. 柱脚部溶接補強 <input type="checkbox"/> 1-j. 耐火壁追設 <input type="checkbox"/> 1-k. エキスパンションジョイント改造 <input type="checkbox"/> 1-l. 外壁サイディング補強 <input type="checkbox"/> 1-m. 鉄扉及びシャッタ交換 <input type="checkbox"/> 1-n. 鋼板補強 <input type="checkbox"/> 1-o. 鋼板新設 <input type="checkbox"/> 1-p. 天井撤去 <input type="checkbox"/> 1-q. 外壁更新 <input type="checkbox"/> 1-r. 折板追設補強 <input type="checkbox"/> 1-s. 折板張替え補強 <input type="checkbox"/> 1-t. 天井撤去	
検査対象（□内にレ点を入れる）		
確認事項	結果	確認方法
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録
備考：		

外観検査記録

検査年月日	年	月
検査場所	三菱原子燃料株式会社	

検査範囲 及び対象機器	化学処理施設 工場棟転換工場		
判定基準	結果	検査方法	
【1-a. 柱脚部重石補強】 床表面に有害な傷及び変形がないこと。			
【1-b. 鉄骨プレース新設】 鉄骨に有害な傷及び変形がないこと。			
【1-c. 鉄骨プレース交換補強】 鉄骨に有害な傷及び変形がないこと。			
【1-d. 屋根面鉄骨補強】 鉄骨に有害な傷及び変形がないこと。			
【1-e. 柱梁仕口部補強 (1/4:接合部補強)】 鋼板及び溶接部に有害な傷及び変形がないこと。			
【1-e. 柱梁仕口部補強 (2/4:梁上スタッドボルト増設補強)】 スタッドボルトに有害な傷及び変形がないこと。			
【1-e. 柱梁仕口部補強 (3/4:梁上あと施工アンカー増設補強)】 鋼板及びアンカーに有害な傷及び変形がないこと。			
【1-e. 柱梁仕口部補強 (4/4:柱ウェーブプレート補強)】 鋼板及び溶接部に有害な傷及び変形がないこと。			
【1-f. 柱脚部溶接補強】 溶接部に有害な傷及び変形がないこと。			
【1-g. 耐火壁追設】 ①鋼板及び [REDACTED] に有害な傷及び変形がないこと。 ②鉄扉に有害な傷及び変形がないこと。			
備考: 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-32に示す。			

外観検査記録

検査年月日 年 月 日
 検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	化学処理施設 工場棟転換工場		
判定基準	結果	検査方法	
【1-h. エキスパンションジョイント改造】 エキスパンションジョイントに有害な傷及び変形がないこと。			
【1-i. 外壁サイディング補強】 サイディングに有害な傷及び変形がないこと。			
【1-j. 鉄扉補強】 鉄扉、鉄扉補強材及び鋼板に有害な傷及び変形がないこと。			
【1-k. 鉄扉及びシャッタ交換】 ①鉄扉に有害な傷及び変形がないこと。 ②シャッタに有害な傷及び変形がないこと。			
【1-l. 鋼板補強】 鋼板に有害な傷及び変形がないこと。			
【1-m. 鋼板新設】 鋼板に有害な傷及び変形がないこと。			
【1-n. 外壁更新】 サイディング及び耐火被覆材に有害な傷及び変形がないこと。			
【1-o. 折板追設補強】 折板に有害な傷及び変形がないこと。			
【1-p. 折板張替え補強】 折板に有害な傷及び変形がないこと。			
【1-q. 天井撤去】 転換加工室及び原料倉庫の天井が撤去されていること。			
備考: 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-32に示す。			

検査前確認事項

検査年月日 年 月 日
 検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査項目：材料検査

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設（工場棟転換工場） 非常用設備 緊急対策設備(3) <input type="checkbox"/> 堰（内部溢水止水用（固定式）） <input type="checkbox"/> 堰（内部溢水止水用（一部脱着式）） 検査対象（□内にレ点を入れる）		
確認事項	結果	確認方法	
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
備考：			

材 料 檢 査 記 錄

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設（工場棟転換工場） 非常用設備 緊急対策設備(3) 壁（内部溢水止水用（固定式）） 壁（内部溢水止水用（一部脱着式））		
判 定 基 準	結 果	検査方法	
【壁（内部溢水止水用（固定式））】 ①アンカー及び鋼材は [] が使用されており、強度(降伏点又は耐力)が 205N/mm ² 以上であること。 ②コーティング材が耐薬品性を有する [] であること。			
【壁（内部溢水止水用（一部脱着式））】 ①アンカー及び鋼材は [] が使用されており、強度(降伏点又は耐力)が 205N/mm ² 以上であること。 ②止水板は [] [] が装着されたものであること。 ③コーティング材が耐薬品性を有する [] であること。			
備 考 : 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-32に示す。			

検査前確認事項

検査年月日 年 月 日
 検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査項目：寸法検査

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設（工場棟転換工場） 非常用設備 緊急対策設備(3) <input type="checkbox"/> 堰（内部溢水止水用（固定式）） <input type="checkbox"/> 堰（内部溢水止水用（一部脱着式）） 消火設備 <input type="checkbox"/> 屋外消火栓	検査対象（□内にレ点を入れる）	
	確認事項	結果	確認方法
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。			記録
必要な図面等が準備されていることを確認する。			記録
検査に使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。			記録
備考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-32に示す。			

寸法検査記録

検査年月日 年 月 日
 検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設（工場棟転換工場） 非常用設備 緊急対策設備(3) 堰（内部溢水止水用（固定式）） 堰（内部溢水止水用（一部脱着式）） 消火設備 屋外消火栓	結果	検査方法
	【堰（内部溢水止水用（固定式））】 ①アンカーの径寸法 ■ (JIS B0205（申請者管理値）) 及び鋼材の断面寸法が ■ ■ (JIS G4317（申請者管理値）) であること。 ②堰の高さ寸法が設工認申請書の設計確認値(■) のとおりであること。		
	【堰（内部溢水止水用（一部脱着式））】 ①アンカーの径寸法 ■ (JIS B0205（申請者管理値）) であること。 ②止水板の外形寸法が ■ は ■ に対し、許容差が JIS B0405 粗級（申請者管理値）であること。 ③堰の高さ寸法が設工認申請書の設計確認値(■) のとおりであること。		
	【屋外消火栓】 屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが ■ 以上であること。		
備 考 :	本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－32に示す。		

検査前確認事項

検査年月日 年 月 日
 検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査項目：員数検査

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設（工場棟転換工場） 非常用設備 緊急対策設備(1) <input type="checkbox"/> 非常用照明 <input type="checkbox"/> 誘導灯 緊急対策設備(3) <input type="checkbox"/> 堰（内部溢水止水用（固定式）） <input type="checkbox"/> 堰（内部溢水止水用（一部脱着式）） 非常用通報設備 <input type="checkbox"/> 非常ベル設備 <input type="checkbox"/> 放送設備 <input type="checkbox"/> 通信連絡設備（電話設備） 自動火災通知設備 <input type="checkbox"/> 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 消火設備 <input type="checkbox"/> 屋外消火栓 <input type="checkbox"/> 消火器		
	検査対象（□内にレ点を入れる）		
確認事項	結果	確認方法	
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
備考：			

員数検査記録

検査年月日 年 月 日
検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設（工場棟転換工場）	
	非常用設備 緊急対策設備(1) 非常用照明 誘導灯 緊急対策設備(3) 壁（内部溢水止水用（固定式）） 壁（内部溢水止水用（一部脱着式）） 非常用通報設備 非常ベル設備 放送設備 通信連絡設備（電話設備） 自動火災通知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 消火設備 屋外消火栓 消火器	
判定基準	結果	検査方法
設備、機器の員数が以下のとおりであること。		
備考：		
本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-32に示す。		
立会いを実施した設備：_____		
各設備等の員数		
<ul style="list-style-type: none"> ・非常用照明：■台 ・誘導灯：避難口誘導灯 ■個、通路誘導灯 ■個 ・壁（内部溢水止水用（固定式））：■個 ・壁（内部溢水止水用（一部脱着式））：■個 ・非常ベル設備：■個 ・放送設備（スピーカ）：■台 ・通信連絡設備（電話設備）：有線式 ■台、無線式 ■台 ・火災感知設備及びそれに連動する警報設備： 　　煙感知器 ■個、熱感知器 ■個、空気管式感知器 ■基 　　発信機（P型） ■個、警報設備（ベル） ■個 ・屋外消火栓： 　　不凍式 ■基、ホース格納箱（■） ■箇所 　　ホース格納箱（■） ■箇所 ・消火器： 　　粉末消火器 10型 ■本、20型 ■本、50型 ■本 　　二酸化炭素消火器 7型 ■本、50型 ■本 		

検査前確認事項

検査年月日	年	月	日
検査場所	三菱原子燃料株式会社		

検査項目：配置検査

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設（工場棟転換工場） 非常用設備 緊急対策設備(1) <input type="checkbox"/> 非常用照明 <input type="checkbox"/> 誘導灯 <input type="checkbox"/> 安全避難通路 緊急対策設備(3) <input type="checkbox"/> 堰（内部溢水止水用（固定式）） <input type="checkbox"/> 堰（内部溢水止水用（一部脱着式）） 非常用通報設備 <input type="checkbox"/> 非常ベル設備 <input type="checkbox"/> 放送設備 <input type="checkbox"/> 通信連絡設備（電話設備） 自動火災通知設備 <input type="checkbox"/> 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 消火設備 <input type="checkbox"/> 屋外消火栓 <input type="checkbox"/> 消火器		
	検査対象（□内にレ点を入れる）		
確認事項	結果	確認方法	
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
備考：			

配 置 檢 査 記 錄

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設（工場棟転換工場） 非常用設備 緊急対策設備(1) 非常用照明 誘導灯 安全避難通路 緊急対策設備(3) 壇（内部溢水止水用（固定式）） 壇（内部溢水止水用（一部脱着式）） 非常用通報設備 非常ベル設備 放送設備 通信連絡設備（電話設備） 自動火災通知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 消火設備 屋外消火栓 消火器	
判定基準	結果	検査方法
設備、機器の配置が設工認申請書のとおりであること。		
備考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－32に示す。		

検査前確認事項

検査年月日 年 月 日
 検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査項目：系統検査

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設（工場棟転換工場） 非常用設備 緊急対策設備(1) <input type="checkbox"/> 非常用照明 <input type="checkbox"/> 誘導灯 検査対象（□内にレ点を入れる）	
	確認事項	結果
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録
備考：		

系 統 檢 査 記 錄

検査年月日	年	月	日
検査場所	三菱原子燃料株式会社		

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設（工場棟転換工場） 非常用設備 緊急対策設備(1) 非常用照明 誘導灯		
判定基準	結果	検査方法	
非常用照明及び誘導灯が非常用電源系統に接続されていること。			
備考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-32に示す。			

検査前確認事項

検査年月日 年 月 日
 検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査項目：据付検査

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設（工場棟転換工場） 非常用設備 緊急対策設備(1) <input type="checkbox"/> 非常用照明 <input type="checkbox"/> 誘導灯 緊急対策設備(3) <input type="checkbox"/> 堰（内部溢水止水用（固定式）） <input type="checkbox"/> 堰（内部溢水止水用（一部脱着式）） 非常用通報設備 <input type="checkbox"/> 非常ベル設備 <input type="checkbox"/> 放送設備 自動火災通知設備 <input type="checkbox"/> 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 消火設備 <input type="checkbox"/> 屋外消火栓		
	検査対象（□内にレ点を入れる）		
確認事項	結果	確認方法	
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
備考：			

据付検査記録

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設（工場棟転換工場） 非常用設備 緊急対策設備(1) 非常用照明 誘導灯 緊急対策設備(3) 壁（内部溢水止水用（固定式）） 壁（内部溢水止水用（一部脱着式）） 非常用通報設備 非常ベル設備 放送設備 自動火災通知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 消火設備 屋外消火栓		
判定基準	結果	検査方法	
設備、機器が設工認申請書に記載のとおり据付られていること。			
備考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-32に示す。			

検査前確認事項

検査年月日 年 月 日
 検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査項目：外観検査

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設（工場棟転換工場） 非常用設備 緊急対策設備(1) <input type="checkbox"/> 非常用照明 <input type="checkbox"/> 誘導灯 <input type="checkbox"/> 安全避難通路 緊急対策設備(3) <input type="checkbox"/> 堰（内部溢水止水用（固定式）） <input type="checkbox"/> 堰（内部溢水止水用（一部脱着式）） 非常用通報設備 <input type="checkbox"/> 非常ベル設備 <input type="checkbox"/> 放送設備 <input type="checkbox"/> 通信連絡設備（電話設備） 自動火災通知設備 <input type="checkbox"/> 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 消火設備 <input type="checkbox"/> 屋外消火栓 <input type="checkbox"/> 消火器	
	検査対象（□内にレ点を入れる）	
確認事項	結果	確認方法
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録
備考：		

外観検査記録

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設（工場棟転換工場） 非常用設備 緊急対策設備(1) 非常用照明 誘導灯 安全避難通路 緊急対策設備(3) 壁（内部溢水止水用（固定式）） 壁（内部溢水止水用（一部脱着式）） 非常用通報設備 非常ベル設備 放送設備 通信連絡設備（電話設備） 自動火災通知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 消火設備 屋外消火栓 消火器	
判定基準	結果	検査方法
【非常用照明、誘導灯、安全避難通路、壁（内部溢水止水用（固定式））、壁（内部溢水止水用（一部脱着式））、非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備（電話設備）、火災感知設備及びそれに連動する警報設備、消火器】 有害な傷及び変形がないこと。		
【屋外消火栓】 ①屋外消火栓に有害な傷及び変形がないこと。 ②不凍式の屋外消火栓が設置されていること。		
備考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－32に示す。		

検査前確認事項

検査年月日 年 月 日
 検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査項目：作動検査

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設（工場棟転換工場） 非常用設備 緊急対策設備(1) <input type="checkbox"/> 非常用照明 <input type="checkbox"/> 誘導灯 非常用通報設備 <input type="checkbox"/> 非常ベル設備 <input type="checkbox"/> 放送設備 <input type="checkbox"/> 通信連絡設備（電話設備） 自動火災通知設備 <input type="checkbox"/> 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 消火設備 <input type="checkbox"/> 屋外消火栓	検査対象（□内にレ点を入れる）	
	確認事項	結果	確認方法
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。			記録
必要な図面等が準備されていることを確認する。			記録
検査に使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。			記録
備考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－32に示す。			

作動検査記録

検査年月日 年 月 日
 検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設（工場棟転換工場） 非常用設備 緊急対策設備(1) 非常用照明 誘導灯 非常用通報設備 非常ベル設備 放送設備 通信連絡設備（電話設備） 自動火災通知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 消火設備 屋外消火栓		
判定基準	結果	検査方法	
【非常用照明、誘導灯】 非常用電源のブレーカを解放後、■秒以上バッテリにより点灯していること。			
【非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備（電話設備）】 正常に作動すること。			
【火災感知設備及びそれに連動する警報設備】 ①自動火災報知設備（感知器）が正常に作動すること。 ②自動火災報知設備（ベル）が正常に作動すること。 ③自動火災報知設備（発信機）が正常に作動すること。			
【屋外消火栓】 屋外消火栓が正常に作動すること。			
備考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-32に示す。 本検査で使用した計測器を別紙-31に示す。			

検査前確認事項

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査項目：設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

検査範囲 及び対象機器	化学処理施設 <input type="checkbox"/> 工場棟転換工場 その他の加工施設（工場棟転換工場） 非常用設備 緊急対策設備(1) <input type="checkbox"/> 非常用照明 <input type="checkbox"/> 誘導灯 <input type="checkbox"/> 安全避難通路 緊急対策設備(3) <input type="checkbox"/> 堰（内部溢水止水用（固定式）） <input type="checkbox"/> 堰（内部溢水止水用（一部脱着式）） 非常用通報設備 <input type="checkbox"/> 非常ベル設備 <input type="checkbox"/> 放送設備 <input type="checkbox"/> 通信連絡設備（電話設備） 自動火災通知設備 <input type="checkbox"/> 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 消火設備 <input type="checkbox"/> 屋外消火栓 <input type="checkbox"/> 消火器	検査対象（□内にレ点を入れる）	
	確 認 事 項	結 果	確認方法
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
備 考 :			

設計変更の生じた構築物等に対する
適合性確認結果の検査記録

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	化学処理施設 工場棟転換工場		
判定基準	結果	検査方法	
設工認申請書に従って行われ、下記の性能の技術基準 に適合していること。			
<ul style="list-style-type: none"> ・核燃料物質の臨界防止（第3条第2項） ・火災等による損傷の防止（第4条第3項） ・安全機能を有する施設の地盤（第5条） ・地震による損傷の防止（第6条第1項） ・津波による損傷の防止（第7条） ・外部からの衝撃による損傷の防止（第8条第1項及び第2項） ・加工施設への人の不法な侵入等の防止（第9条） ・加工施設内における溢水による損傷の防止（第10条） ・閉じ込めの機能（第12条） ・遮蔽（第13条第1項及び第2項） ・核燃料物質等による汚染の防止（第15条） ・安全機能を有する施設（第16条第2項） 			
<p>備 考 :</p> <p>本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－32に示す。</p>			

設計変更の生じた構築物等に対する
適合性確認結果の検査記録

検査年月日 年 月 日
検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設（工場棟転換工場） 非常用設備 緊急対策設備(1) 非常用照明 誘導灯 安全避難通路 緊急対策設備(3) 堰（内部溢水止水用（固定式）） 堰（内部溢水止水用（一部脱着式）） 非常用通報設備 非常ベル設備 放送設備 通信連絡設備（電話設備） 自動火災通知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 消火設備 屋外消火栓 消火器		
	判 定 基 準	結 果	検査方法
	設工認申請書に従って行われ、下記の性能の技術基準 に適合していること。		
<ul style="list-style-type: none"> ・火災等による損傷の防止（第4条第1項） ・地震による損傷の防止（第6条第1項） ・外部からの衝撃による損傷の防止（第8条第1項） ・加工施設内における溢水による損傷の防止（第10条） ・閉じ込めの機能（第12条） ・安全機能を有する施設（第16条第2項） ・警報設備等（第18条第1項） ・安全避難通路等（第19条） ・非常用電源設備（第23条第1項及び第2項） ・通信連絡設備（第24条第1項） 			
<p>備 考 :</p> <p>本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-32に示す。</p>			

使用計測器一覧表

検査年月日	年	月	日
検査場所	三菱原子燃料株式会社		

1) 本設計器

検査項目	機器名称	計器番号	測定範囲	精度	校正年月日	備考
					校正有効期限	

2) 本設計器以外の計器

検査項目	機器名称	計器番号	測定範囲	精度	校正年月日	備考
					校正有効期限	

記録一覧表

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

No.	確認した書類の名称	文書番号、制定年月日等	備 考